

資料 1

令和 2 年 壱岐市議会定例会 3 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第 4 号関係

長崎県市町村総合事務組合規約新旧対照表	1
---------------------	---

議案第 5 号関係

壱岐市印鑑条例新旧対照表	3
--------------	---

議案第 6 号関係

壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表	4
--------------------------	---

議案第 7 号関係

壱岐市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表	5
------------------------	---

議案第 8 号関係

壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表	1 5
-------------------------------------	-----

議案第 9 号関係

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表	2 2
---	-----

議案第 1 0 号関係

壱岐市子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例新旧対照表	5 9
---	-----

議案第 1 1 号関係

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	6 0
--	-----

議案第 1 2 号関係

壱岐市国民健康保険直営診療所条例新旧対照表	6 1
-----------------------	-----

長崎県市町村総合事務組合規約 新旧対照表

現行	改正案	備考				
<p>本則及び附則 (略) 別表第1 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">組合を組織する組合市町村</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合</p> </div> <p>別表第2 (第3条、第13条～第16条関係)</p> <p style="text-align: center;">組合の共同処理する事務と団体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">第3条第1号に関する事務</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合</p> <p>ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。</p> </td> </tr> </table>	第3条第1号に関する事務	<p>長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合</p> <p>ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。</p>	<p>本則及び附則 (略) 別表第1 (第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">組合を組織する組合市町村</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合</p> </div> <p>別表第2 (第3条、第13条～第16条関係)</p> <p style="text-align: center;">組合の共同処理する事務と団体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">第3条第1号に関する事務</td> <td style="vertical-align: top;"> <p>佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合</p> <p>ただし、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。</p> </td> </tr> </table>	第3条第1号に関する事務	<p>佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合</p> <p>ただし、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。</p>	
第3条第1号に関する事務	<p>長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合</p> <p>ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。</p>					
第3条第1号に関する事務	<p>佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合</p> <p>ただし、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。</p>					

(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	
-------	-------	-------	-------	--

壱岐市印鑑条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (登録の資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、15歳未満の者及び成年被後見人については、印鑑の登録を受けることができない。</u></p> <p>第3条から第11条まで (略) (印鑑登録の抹消)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、職権で印鑑の登録を抹消する。この場合において、<u>第2号、第4号又は第5号の事由によって印鑑の登録を抹消したときは、登録者にその旨を通知する。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 民法(明治29年法律第89号)の規定による後見開始の審判を受けたとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたとき。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (登録の資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができないものとする。</u></p> <p><u>(1) 15歳未満の者</u></p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>第3条から第11条まで (略) (印鑑登録の抹消)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、職権で印鑑の登録を抹消する。この場合において、<u>第2号又は第4号の事由によって印鑑の登録を抹消したときは、登録者にその旨を通知する。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたとき。</u></p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (サービスの宣誓)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(緊急事態の場合における例外)</p> <p>第3条 天災その他緊急の事態に際し必要な場合においては、<u>前条</u>の規定にかかわらず、任命権者は、職員が宣誓を行う前においても、その職務を行わせることができる。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (サービスの宣誓)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができる。</u></p> <p>(緊急事態の場合における例外)</p> <p>第3条 天災その他緊急の事態に際し必要な場合においては、<u>前条第1項</u>の規定にかかわらず、任命権者は、職員が宣誓を行う前においても、その職務を行わせることができる。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略)</p>	<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) <u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> (イ) <u>その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> (ウ) <u>勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員</u> イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員 <u>(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が、当該子が1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p>	

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業
をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子に
ついて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特
定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の
翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初
日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童
福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定
する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4
項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第
6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託
することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3
号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の
各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の
養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と
同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員
の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該
子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育
児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」と
いう。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子に
ついて育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の
初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又
は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）

当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日
- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日

とされた日) において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業している職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他の育児休業の終了時に予測することがで

第2条の5 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休暇を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 前号ア又はイに掲げる場合
 - イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合
- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された

きなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

第4条及び第5条 (略)

後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に掲げる場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第4条及び第5条 (略)

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第6条から第9条まで (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(4) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第6条から第9条まで (略)

(育児短時間勤務の終了の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年壱岐市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。)第18条の規定に基づく特別休暇のうち任命権者が定めるものを始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該特別休暇又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) 育児短時間勤務をしている職員が、休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児短時間勤務をしている職員が、当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由

児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務形態)

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年壱岐市条例第30号)第4条第1項の規定を受ける職員につき次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

(1)・(2) (略)

第12条から第19条まで (略)

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

に該当したことにより取り消されたこと。

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務形態)

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第4条第1項の規定を受ける職員につき次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

(1)・(2) (略)

第12条から第19条まで (略)

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている

(部分休業の承認)

第21条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第18条の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）を与えられている職員又は勤務時間条例第20条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第6

以下（略）

1条第32項において読み替えて準用する同条第29項に規定する介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

以下（略）

壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行					改正案					備考
(趣旨) 第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第203条</u> の規定に基づき、本市の特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。					(趣旨) 第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第203条の2第5項</u> の規定に基づき、本市の特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。					
第2条から第6条まで (略)					第2条から第6条まで (略)					
附 則 (略) 別表 (第2条、第5条関係)					附 則 (略) 別表 (第2条、第5条関係)					
区分		報酬の額 (円)		費用弁償	区分		報酬の額 (円)		費用弁償	
1	教育委員会	委員	月額	25,000	1	教育委員会	委員	月額	25,000	壱岐市職
2	選挙管理委員会	委員長	日額	6,500	2	選挙管理委員会	委員長	日額	6,500	員等の旅
		委員	日額	6,100			委員	日額	6,100	費に關す
3	監査委員	代表監査委員	月額	83,000	3	監査委員	代表監査委員	月額	83,000	る条例
		委員 (識見)	月額	74,000			委員 (識見)	月額	74,000	(平成16年壱岐市条例第
		委員 (議選)	月額	46,000			委員 (議選)	月額	46,000	44号)
4	農業委員会	会長	月額	40,000	4	農業委員会	会長	月額	40,000	に規定する副市長

	職務代理者	月額	33,000	費
	委員	月額	30,000	
	農地利用最適化推進委員	月額	10,000	
5	固定資産評価審査委員会	日額	6,000	
6	選挙長	国会議員の選挙等の		
7	投票所及び共通投票所の投票管理者	執行経費の基準に関する法律（昭和25		
8	期日前投票所の投票管理者	年法律第179号）第14条第1項各号		
9	開票管理者	に掲げる額（投票時		
10	投票所及び共通投票所の投票立会人	間を繰上げ又は繰下げする投票所につい		
11	期日前投票所の投票立会人	ては予算の範囲内で市長が別に定める		
12	開票立会人	額)		
13	選挙立会人			
14	防災会議委員	日額	5,700	

	職務代理者	月額	33,000	の旅費
	委員	月額	30,000	
	農地利用最適化推進委員	月額	10,000	
5	固定資産評価審査委員会	日額	6,000	
6	選挙長	国会議員の選挙等の		
7	投票所及び共通投票所の投票管理者	執行経費の基準に関する法律（昭和25		
8	期日前投票所の投票管理者	年法律第179号）第14条第1項各号		
9	開票管理者	に掲げる額（投票時		
10	投票所及び共通投票所の投票立会人	間を繰上げ又は繰下げする投票所につい		
11	期日前投票所の投票立会人	ては予算の範囲内で市長が別に定める		
12	開票立会人	額)		
13	選挙立会人			

15	情報公開審査会	委員長	日額	18,000	長崎県情報公開審査会委員の旅費規程を準用
		委員	日額	15,000	
16	地域審議会委員		日額	5,700	長崎市職員の旅費
17	行政改革推進委員		日額	5,700	
18	特別職報酬等審議会	会長	日額	6,100	に関する条例に規定する一般職の旅費
		委員	日額	5,700	
19	交通安全対策協議会		日額	5,700	一般職の旅費
20	交通指導員		年額	114,000	
21	消防組織審議会	会長	日額	6,100	の旅費
		委員	日額	5,700	
22	公民館運営審議会	会長	日額	6,100	の旅費
		委員	日額	5,700	
23	固定資産評価員		日額	10,000	の旅費
24	固定資産評価補助員		日額	10,000	
25	長岐島開発総	会長	日額	6,100	

14	情報公開審査会	委員長	日額	18,000	長崎県情報公開審査会委員の旅費規程を準用
		委員	日額	15,000	
15	地域審議会委員		日額	5,700	長崎市職員等の旅費
16	行政改革推進委員		日額	5,700	
17	特別職報酬等審議会	会長	日額	6,100	に関する条例に規定する一般職の旅費
		委員	日額	5,700	
18	交通安全対策会議委員		日額	5,700	一般職の旅費
19	消防組織審議会	会長	日額	6,100	の旅費
		委員	日額	5,700	
20	防災会議委員		日額	5,700	の旅費
21	国民保護協議会委員		日額	5,700	
22	公民館運営審議会	会長	日額	6,100	の旅費
		委員	日額	5,700	
23	固定資産評価員		日額	10,000	の旅費
24	固定資産評価補助員		日額	10,000	
25	長岐島開発総	会長	日額	6,100	

	合センター運 営協議会	委員	日額	5,700
26	市有林監督員		年額	35,000
27	介護保険事業計画作成委 員会委員		日額	5,700
28	障害支援区分	医師	日額	16,000
	認定審査会委 員	委員	日額	9,900
29	民生委員推薦委員会委員		日額	5,700
30	三島航路事業運営委員会		日額	5,700
31	介護保険認定	医師	日額	16,000
	審査会委員	委員	日額	9,900
32	国民健康保険	会長	日額	6,100
	運営協議会	委員	日額	5,700
33	農業振興地域整備促進協 議会委員		日額	5,700
34	港湾・漁港整備促進委員 会		日額	5,700
35	海洋センター	会長	日額	6,100
	運営委員会	委員	日額	5,700

	合センター運 営協議会	委員	日額	5,700
26	介護保険事業計画作成委 員会委員		日額	5,700
27	障害支援区分	医師	日額	16,000
	認定審査会委 員	委員	日額	9,900
28	民生委員推薦会委員		日額	5,700
29	三島航路事業運営委員会		日額	5,700
30	介護保険認定	医師	日額	16,000
	審査会委員	委員	日額	9,900
31	国民健康保険	会長	日額	6,100
	運営協議会	委員	日額	5,700
32	農業振興地域整備促進協 議会委員		日額	5,700
33	港湾・漁港整備促進委員 会		日額	5,700

36	海洋センター育成士（2級）	日額	5,700
37	住宅入居者委員会委員	日額	5,700
38	都市計画審議会委員	日額	5,700
39	社会教育委員	日額	5,700
40	文化財保護審議会	会長	日額 6,100
		委員	日額 5,700
41	沓崎市歴史文化基本構想策定委員会	委員長	日額 6,100
		委員	日額 5,700
42	スポーツ推進委員	日額	5,700
43	奨学生選考委員	日額	5,700
44	いきっこ留学制度運営委員	日額	5,700
45	学校給食運営委員	日額	5,700
46	盈科小学校学校医、石田小学校学校医、郷ノ浦中学校学校医、芦辺中学校学校医	年額	192,000
47	前項以外の市内小中学校	年額	128,000

34	住宅入居者委員会委員	日額	5,700
35	都市計画審議会委員	日額	5,700
36	社会教育委員	日額	5,700
37	文化財保護審議会	会長	日額 6,100
		委員	日額 5,700
38	沓崎市歴史文化基本構想策定委員会	委員長	日額 6,100
		委員	日額 5,700
39	スポーツ推進委員	日額	5,700
40	奨学生選考委員	日額	5,700
41	いきっこ留学制度運営委員	日額	5,700
42	学校給食運営委員	日額	5,700
43	盈科小学校学校医、石田小学校学校医、郷ノ浦中学校学校医、芦辺中学校学校医	年額	192,000
44	前項以外の市内小中学校	年額	128,000

	学校医		
48	盈科小学校学校歯科医、 石田小学校学校歯科医、 郷ノ浦中学校学校歯科 医、芦辺中学校学校歯科 医	年額	183,000
49	前項以外の市内小中学校 学校歯科医	年額	122,000
50	学校薬剤師	年額	30,000
51	幼稚園園長	年額	77,000
52	郷ノ浦幼稚園嘱託医	年額	128,000
53	前項以外の市内幼稚園嘱 託医	年額	42,600
54	郷ノ浦幼稚園嘱託歯科医	年額	122,000
55	前項以外の市内幼稚園嘱 託歯科医	年額	37,300
56	幼稚園薬剤師	年額	18,700
57	武生水保育所嘱託医	年額	128,000
58	前項以外の市内公立認可 保育所、へき地保育所及	年額	42,600

	学校医		
45	盈科小学校学校歯科医、 石田小学校学校歯科医、 郷ノ浦中学校学校歯科 医、芦辺中学校学校歯科 医	年額	183,000
46	前項以外の市内小中学校 学校歯科医	年額	122,000
47	学校薬剤師	年額	30,000
48	幼稚園園長	年額	77,000
49	郷ノ浦幼稚園嘱託医	年額	128,000
50	前項以外の市内幼稚園嘱 託医	年額	42,600
51	郷ノ浦幼稚園嘱託歯科医	年額	122,000
52	前項以外の市内幼稚園嘱 託歯科医	年額	37,300
53	幼稚園薬剤師	年額	18,700
54	武生水保育所嘱託医	年額	128,000
55	前項以外の市内公立認可 保育所、へき地保育所及	年額	42,600

	ひ認可外保育施設（事業 所内保育施設を除く。）嘱 託医		
59	武生水保育所嘱託歯科医	年額	122,000
60	前項以外の市内公立認可 保育所、へき地保育所及 び認可外保育施設（事業 所内保育施設を除く。）嘱 託歯科医	年額	37,300
61	石田こども園嘱託医	年額	128,000
62	石田こども園嘱託歯科医	年額	122,000
63	石田こども園薬剤師	年額	18,700
64	生活保護嘱託医	月額	52,000
65	生活保護嘱託精神科医	月額	33,000
66	認知症地域支援嘱託医	月額	20,000
67	産業医	年額	120,000
68	その他の附属機関の構成 員及び非常勤職員	予算の範囲内で市長 が定める額	

	ひ認可外保育施設（事業 所内保育施設を除く。） 嘱託医		
56	武生水保育所嘱託歯科医	年額	122,000
57	前項以外の市内公立認可 保育所、へき地保育所及 び認可外保育施設（事業 所内保育施設を除く。） 嘱託歯科医	年額	37,300
58	石田こども園嘱託医	年額	128,000
59	石田こども園嘱託歯科医	年額	122,000
60	石田こども園薬剤師	年額	18,700
61	生活保護嘱託医	月額	52,000
62	生活保護嘱託精神科医	月額	33,000
63	認知症地域支援嘱託医	月額	20,000
64	産業医	年額	120,000
65	その他の附属機関の構成 員及び非常勤職員	予算の範囲内で市長 が定める額	

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p><u>壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第3条）</u></p> <p><u>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</u></p> <p> <u>第1節 利用定員に関する基準（第4条）</u></p> <p> <u>第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）</u></p> <p> <u>第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</u></p> <p><u>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</u></p> <p> <u>第1節 利用定員に関する基準（第37条）</u></p> <p> <u>第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）</u></p> <p> <u>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</u></p> <p>附則</p> <p> <u>第1章 総則</u></p> <p>第1条 （略） （定義）</p>	<p><u>壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>目次</p> <p><u>第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u></p> <p> <u>第1節 総則（第1条—第3条）</u></p> <p> <u>第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準</u></p> <p> <u>第1款 利用定員に関する基準（第4条）</u></p> <p> <u>第2款 運営に関する基準（第5条—第34条）</u></p> <p> <u>第3款 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</u></p> <p> <u>第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u></p> <p> <u>第1款 利用定員に関する基準（第37条）</u></p> <p> <u>第2款 運営に関する基準（第38条—第50条）</u></p> <p> <u>第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</u></p> <p> <u>第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条—第61条）</u></p> <p>附則</p> <p> <u>第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u></p> <p> <u>第1節 総則</u></p> <p>第1条 （略）</p>	

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) (略)

(9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。

(10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。

(11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。

(12) (略)

(13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。

(14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。

(15) (略)

(16) (略)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) (略)

(9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。

(10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

(11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

(17) (略)

(18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。

(19) (略)

(20) (略)

(17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視

(21) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視

した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 (略)

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 (略)

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 (略)

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 (略)

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数を20人以上とする。

2 (略)

第2款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 (略)

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 第2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難で

は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅く

ある場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の

とも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。))をいう。)の支払を受ける

申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

ものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「内閣府令」という。）第13条第4項第3号イ(1)に掲げる額

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）内閣府令第13条第4項第3号イ(2)に掲げる額

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認めら

者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認めら

れる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

第15条 (略)

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

第16条 (略)

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設

れる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

第15条 (略)

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

第16条 (略)

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が

型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

第22条及び第23条 (略)

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

第22条及び第23条 (略)

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護

希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

第29条 (略)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

第31条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

第29条 (略)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

第31条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第33条 (略)

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第33条 (略)

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

第3款 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第

1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

（特別利用保育を受ける者を含む。）とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは、「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

2 (略)

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行

理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）のその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 (略)

第2款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体

う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の選考方法あらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員

の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第4

以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所
内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事
業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業
の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能
力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる
事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき
は、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法
第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所
定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認
めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者
として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者
の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する
業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法
第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、
同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳
児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体
の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する

2条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる

障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、

特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

第44条及び第45条 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

第44条及び第45条 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

第48条 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

第48条 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所

合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場

及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定

合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定

理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総

められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

(趣旨)

第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)

第54条 特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（利用料及び特定費用の額の受領）

第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

（領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付）

第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、同条第2項に規定する費用

の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

(法定代理受領の場合の読替え)

第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行

為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(記録の整備)

第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間

附 則

第1条 (略)

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 (略)

（施設型給付費等に関する経過措置）

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が

保存しなければならない。

附 則

第1条 (略)

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 (略)

第3条 削除

定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を

超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

第4条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(保育所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「厚生省令」という。)第33条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事(指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。以下「都道府県知事等」という。)が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第4条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(保育所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事(指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。以下「都道府県知事等」という。)が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、厚生省令第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、厚生省令第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の厚生省令第33条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（<u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項（<u>法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。</u>）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（<u>法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。</u>）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>以 下 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和7年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>以 下 (略)</p>	

壱岐市国民健康保険直営診療所条例 新旧対照表

現行	改正案	備考						
<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="203 411 1055 651"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壱岐市国民健康保険勝本診療所</td> <td>壱岐市勝本町仲触1989番地</td> </tr> <tr> <td>壱岐市国民健康保険湯本診療所</td> <td>壱岐市勝本町布気触818番地10</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	名称	位置	壱岐市国民健康保険勝本診療所	壱岐市勝本町仲触1989番地	壱岐市国民健康保険湯本診療所	壱岐市勝本町布気触818番地10	<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 <u>壱岐市国民健康保険湯本診療所</u></p> <p>(2) 位置 <u>壱岐市勝本町布気触818番地10</u></p> <p>以下 (略)</p>	
名称	位置							
壱岐市国民健康保険勝本診療所	壱岐市勝本町仲触1989番地							
壱岐市国民健康保険湯本診療所	壱岐市勝本町布気触818番地10							

令和元年度 3 月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 3月補正予算主要事業一覧	2～29
3. 繰越明許費	30～33
4. 基金の状況（見込み）	34



令和元年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位：千円)

会 計 名		現計予算額	3月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		25,019,500	△ 784,500	24,235,000	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	4,060,856		4,060,856
		診療施設勘定	98,919	△ 248	98,671
		計	4,159,775	△ 248	4,159,527
	後期高齢者医療事業特別会計		331,677	4,927	336,604
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,515,956	75,614	3,591,570
		介護サービス事業勘定	32,390	18,000	50,390
		計	3,548,346	93,614	3,641,960
	下水道事業特別会計		339,778	△ 14,115	325,663
	三島航路事業特別会計		116,521		116,521
	農業機械銀行特別会計		145,781		145,781
合 計		8,641,878	84,178	8,726,056	
一般会計、特別会計の合計		33,661,378	△ 700,322	32,961,056	

○企業会計

(単位：千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	3月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的收入	873,319		873,319
	収益的支出	863,050	△8,822	854,228
	資本的收入	195,329		195,329
	資本的支出	374,511	△14,000	360,511

令和元年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	まちづくり協議会費	52,000	△ 19,810	32,190	△ 1,052	△ 7	0	△ 30,600
			安全・安心のまちづくり交付金	13,836	△ 5,200	8,636	0	0	0	△ 5,200
		5 財産管理費	庁舎整備費	403,745	△ 14,000	389,745	0	0	0	0
		6 企画費	ふるさと応援寄附金	575,386	△ 10,000	565,386	0	0	0	170,000
			まちづくり市民力事業	8,000	△ 4,000	4,000	0	0	0	△ 4,000

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
11,849		実績見込みによる減額。	6	1	吉崎市まちづくり協議会設置条例	地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、吉崎市自治基本条例に基づく、コミュニティ活動を推進するための新たな組織を設立し、地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会との協働によるまちづくりを推進する。	SDGs 未来課	22～ 23
0		交付金額の確定による減額。	6	1	吉崎市安全・安心のまちづくり交付金交付要綱	地方分権時代の到来、地方財政状況の逼迫などの要因から、地域運営には市民と自治体の協働が求められている中、自治体公民館における安全・安心への取組が重要となっている。そのため、自主防災組織の設置及び活動、特定健診の推進、福祉保健設置及び活動の実施状況等によって交付金を交付し、市民の安全・安心の向上と地域コミュニティの活性化を図る。	政策 企画 課	22～ 23
△ 14,000		実績見込みによる減額。	6	3	建築物の耐震改修の促進に関する法律	市役所庁舎耐震改修基本計画に基づき、年次的に耐震改修工事を実施する。	建設 課	22～ 23
△ 180,000		令和元年6月の制度改正により、支出経費が寄附額の5割以内とされたため、予定していた広告等を行わなかったことによる減額。	1	4	吉崎市ふるさと納税推進事業実施要綱	本市へのふるさと納税を推進し、財源の確保及び地場産業の活性化を図る。	政策 企画 課	22～ 23
0		実績見込みによる減額。	6	1	吉崎市まちづくり市民力事業補助金交付要綱	人口減少及び地域性の希薄化などの状況下において、公益性を目的として市民自ら考え行う、地域のふれあい、ぬくもり及び活力ある事業を支援し、市民と行政の協働のまちづくりを推進する。	政策 企画 課	24～ 25

令和元年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
							特 定 財 源	国費	県費	地方債	その他	
2	総務費	1 総務管理費	13 国境離島振興費	創業事業拡大支援事業（雇用機会拡充事業）	300,000	△ 60,000	240,000	0	△ 50,000	0	0	0
								特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業				
3	民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	プレミアム付商品券事業費	216,852	△ 41,608	175,244	△ 9,608	0	0	0	△ 32,000
								プレミアム付商品券事業費補助金 △8,000 ・ プレミアム付商品券事務費補助金 △1,608				プレミアム商品券売払収入
			4 国民健康保険事業費	直営診療施設勘定繰出金	34,213	4,022	38,235	0	0	0	0	0
			5 介護保険事業費	介護人材確保対策事業	24,000	△ 2,780	21,220	0	0	0	0	△ 2,800
				キャリアアップ促進助成金	3,600	△ 2,400	1,200	0	0	0	0	△ 2,400
												ふるさと応援基金
												ふるさと応援基金

【各岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 10,000		実績見込みによる減額。	1	4	有人国境 離島地域 の保全及 び特定有 人国境離 島地域に 係る地域 社会の維 持に関する 特別措 置法	特定有人国境離島地域における雇用増を伴う創業または事業拡大を行う者の事業資金の一部を支援することで、定住促進及び地域の活性化を図る。	商工 振興 費	24～ 25
0		実績見込みによる減額。	2	3	各岐市プ レミアム 付商品券 事業実施 要綱	消費税・地方消費税引き上げが非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、非課税者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券を発行・販売する。	市民 福祉 課	28～ 29
4,022		決算見込みより、診療収入が減収となるため、一般会計より不足分を補正する。	2	1	地方自治 法第208 条	国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の歳入となる診療収入等が年々減少傾向にあり、31年度も更に減少する見込みである。このために診療所における診療業務委託料(通常の施設維持管理費を含む)に充てるために一般会計からの繰出金を計上する。	保険 課	28～ 29
20		実績見込みによる減額。	2	1	私立学校 振興助成 法	平成27年度国政調査では、65歳以上人口は9,615人で高齢化率は35.5%である。また、市内の介護人材は充足しているとは言えず、介護職員の高齢化も進み、若い世代の就職が少ない。このような状況の中、平成29年4月より介護福祉士養成校が開校し、超高齢化社会で必要とされる人材育成機関が設置されたため、市としても支援し介護人材確保に努める。	保険 課	28～ 29
0		実績見込みによる減額。	2	1	私立学校 振興助成 法	介護人材の育成及び介護サービスの向上を図る目的で、市内の介護サービス事業者が、その従事者を介護福祉士資格取得のため、専門学校に通学させる際、当該従事者の給与等及び代替要員確保に要する経費の一部について助成する。	保険 課	28～ 29

令和元年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債
3 民生費	1 社会福祉費	5 介護保険事業費	地域包括ケア人材確保支援事業	4,400	△ 3,760	640	0	0	0	△ 3,800
										ふるさと応援基金
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	放課後児童健全育成事業	35,102	5,375	40,477	1,791	1,791	0	0
						子ども子育て支援交付金	子ども子育て支援交付金			
		2 児童措置費	小規模保育施設公定価格負担金	173,731	△ 14,947	158,784	△ 7,474	△ 3,737	0	0
						子どものための教育・保育給付費負担金	子どものための教育・保育給付費負担金			
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	健診センター建設事業	44,664	△ 44,664	0	0	0	0	0
			母子保健検診	22,225	△ 5,500	16,725	0	0	0	△ 5,500
										ふるさと応援基金

【各岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
40		実績見込みによる減額。	2	1	第7期介護保険事業計画	地域包括ケアの推進に必要な医療及び福祉に係る人材の確保及び移住・定住促進施策の一環として、各岐市内に居住しかつ、各岐市内の事業所（医療機関、介護事業所等）に就職された方が返還する奨学金及び家賃等の一部を補助する。 ※対象資格 看護師、助産師、保健師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、薬剤師	保険課	28～29
1,793		基準額改正及び障害児受入による加算追加等実績見込みによる増額。	2	5	各岐市放課後児童健全育成クラブ事業実施要綱	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	子ども家庭課	30～31
△ 3,736		実績見込みによる減額。	2	5	子ども・子育て支援法	地域型保育事業（小規模保育事業）を実施する。まごころ保育園、めぐみ保育園、めぐみ心の保育園、こどもの家の運営費の一部を負担	子ども家庭課	30～31
△ 44,664		事業取下げによる減額。	2	1	・母子保健法 ・健康増進法 ・介護保険法等	・現在、母子健診や介護予防事業を実施している会場の借上げが難しくなっており、新たな実施場所が必要となっている。 ・ライフステージに応じた、予防体制の充実を図るため、健康増進事業や介護予防事業等の活動拠点とし、市民が安心して利用しやすい施設とする。	健康増進課	30～31
0		実績見込みによる減額。	2	5	妊娠・出産包括支援事業「健やか親子21」	産後うつ予防や新生児の虐待予防等を図る観点から、産後2週間健診など産後間もない時期の産婦に対する健康診査の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備するため。	健康増進課	30～31

令和元年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	特定不妊治療費助成金	3,200	△ 1,500	1,700	0	0	0	△ 1,500
										ふるさと応援基金
		3 環境衛生費	火葬場管理費（設計）	13,437	△ 7,061	6,376	0	0	△ 7,100	0
									過疎債	
		4 病院費	長崎県病院企業団負担金	478,481	949	479,430	0	0	0	0
	2 清掃費	4 合併処理浄化槽設置整備費	合併処理浄化槽設置整備費	73,300	△ 14,859	58,441	△ 5,890	△ 3,534	0	0
							合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金		
5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	農地流動化奨励事業費	21,530	△ 11,330	10,200	0	0	△ 19,300	0
									過疎債（過疎地域自立促進事業）	

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
0		実績見込みによる減額。	2	5	—	女性の社会進出が進む中、晩婚化・晩産化となり夫婦が望むタイミングでの妊娠・出産が難しい現状がある。また、保険診療で認められていない特定不妊治療への経済的支援の要望が社会的にも高まっている。	健康増進課	30～31
39		実績見込みによる減額。	3	1	吉崎市立吉崎葬斎場条例	現施設が築30年経過により、建物や設備の老朽化が見受けられ、さらには機器類の耐用年数も経過し、更新時期を迎えているため新たに建築を進める。	環境衛生課	32～33
949		離島医療確保安定経費等の増による構成団体負担金の追加。	2	1	—	地域医療の確保に伴い、吉崎病院を吉崎島の中核病院として運営するための経費の一部を負担する。	保険課	32～33
△ 5,435		実績見込みによる減額。	3	2	吉崎市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱循環型社会形成推進交付金要綱・要領	公共下水道、漁業集落排水整備事業の集合処理区域外の方に対し、尿尿や生活雑排水等の適正な処理を行うため、合併処理浄化槽設置工事費の一部を助成し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図る。	上下水道課	32～33
7,970		実績見込みによる減額。	1	1	吉崎市農地流動化補助金交付要綱	農地の賃貸人及び賃借人に補助金を交付することにより、円滑な農地の集積・規模拡大及び有効利用を促進し、経営強化を図ることを目的とする。	農業委員会	34～35

令和元年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他		
5 農林水 産業費	1 農業費	3 農業振 興費	新構造改善加速化支 援事業	11,125	△ 2,756	8,369	0	△ 2,205	0	0		
			農地中間管理機構地 域集積金補助金	18,000	△ 8,000	10,000	0	△ 8,000	0	0		
			儲かるながさき水田 経営育成支援事業	7,745	△ 2,085	5,660	0	△ 1,734	0	0		
			担い手確保・経営強 化支援事業	9,319	△ 3,002	6,317	0	△ 3,002	0	0		
			農業次世代人材投資 事業	9,000	△ 1,125	7,875	0	△ 1,125	0	0		

【各岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 551		実績見込みによる減額。	1	1	新構造改善加速化支援事業実施要綱	農業者の経営規模拡大や高付加価値化等による農業所得向上、次代の担い手の確保育成、農山村地域を活性化するための活動に必要な施設・機械の導入を支援する。	農林課	34～35
0		実績見込みによる減額。	1	1	農地中間管理事業の推進に関する法律	農業経営の規模の拡大、農用地の集約化、新規就農者の促進等による農用地利用の効率化及び高度化の促進を図ると共に、生産性の向上を目的とする事業である。	農林課	34～35
△ 351		実績見込みによる減額。	1	1	儲かるながさき水田経営育成支援事業実施要綱	TPP交渉の大筋合意や需給状況等を踏まえ、水田の効率的利用による低コスト化やステップアップを図る集落営農組織を育成し、水田汎用化による転作作物・高収益品目の導入拡大を推進するとともに、高温耐性優良品種の転換による「売れる米づくり」、地場産麦の供給拡大や「県産米」普及拡大等水田農業の構造改革による産地競争力を強化し、水田農業の所得向上を図る。	農林課	34～35
0		実績見込みによる減額。	1	1	担い手確保・経営強化支援事業実施要綱	力強く持続可能な農業構造を実現するため、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援する。 補助金：事業主体へ（1/2）、基金協会へ（1/15）	農林課	34～35
0		実績見込みによる減額。	1	1	農業人材力強化総合支援事業実施要綱	農業従事者の高齢化が急速に進展し、担い手の確保が難しい状況下では、これまでの新規学卒者に加えて、U・Iターン者等の就農促進を強化する必要がある。しかし、新規就農するにあたっては、技術習得や経営開始後の所得確保等が課題となっている。このため、就農意欲の喚起と就農後の定着を支援し、就農者の確保を図る。	農林課	34～35

令和元年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他
5 農林水 産業費	1 農業費	3 農業振 興費	チャレンジ園芸10 00億推進事業	17,008	△ 14,498	2,510	0	△ 11,192	0	0
		4 畜産業 費	第2堆肥センター管 理費（備品購入費）	22,062	△ 6,351	15,711	0	0	△ 7,000	0
			地域肉用牛振興対策 事業	18,003	△ 3,000	15,003	0	0	△ 6,400	0
			地域肉用牛緊急増頭 対策事業	9,600	6,400	16,000	0	0	1,000	0
			地域肉用牛活性化プ ロジェクト推進事業	15,100	△ 1,000	14,100	0	0	△ 3,300	0

【沓岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 3,306		実績見込みによる減額。	1	1	チャレンジ園芸1000億推進事業実施要綱	園芸作物のさらなる振興により、農業者の所得向上を図る。	農林課	34～35
649		実績見込みによる減額。	1	1	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	畜産農家から排出される牛糞を収集し、切り返し・発酵処理後に有機肥料製品として販売するといった「資源循環型農業」を展開する。	農林課	34～35
3,400		実績見込みによる減額。	1	1	沓岐市農業振興対策事業実施要綱	全国的な繁殖雌牛の減少により子牛（肥育素牛）の価格が高騰しており肥育経営を圧迫している。このままでは肥育農家の経営基盤が弱体化し、地域団体商標登録である「沓岐牛」の出荷が減少の一途をたどることとなるため、肥育農家の沓岐家畜市場での購入子牛及び自家産子牛の肥育素牛導入経費に対して助成する。また、受精卵移植を推進するため、専用機械器具の更新に対して助成する。	農林課	34～35
5,400		実績見込みによる増額。	1	1	沓岐市農業振興対策事業実施要綱	沓岐市内の飼養頭数は経済環境等により減少している中、肉用牛経営の規模拡大を図る経営体の優良系統牛導入対策事業を推進し、経営基盤強化を図る。	農林課	34～35
2,300		実績見込みによる減額。	1	1	沓岐市農業振興対策事業実施要綱	農業生産活動の活性化と担い手組織の育成、後継者の就農等を推進し、沓岐牛の生産基盤の活性化を図る。また、沓岐牛の市場性を向上させるとともに産地間競争に耐えうる子牛生産地を確立することで、肉用牛飼育農家の維持および経営改善を促進する。	農林課	34～35

令和元年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
5 農林水 産業費	1 農業費	5 農地費	県営事業費	83,368	△ 12,541	70,827	0	△ 6,153	△ 3,500	0
			干害応急対策事業	7,210	△ 3,859	3,351	0	△ 2,765	0	0
			環境保全型農業直接 支払交付金	22,388	△ 2,338	20,050	0	△ 1,754	0	0
	3 水産業 費	2 水産業 振興費	漁業就業者確保育成 総合対策事業（技術 習得支援事業）	12,470	△ 7,800	4,670	0	△ 3,600	0	0
			新水産業経営力強化 事業	13,500	△ 13,500	0	0	△ 9,000	0	0

【各岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 2,888		<ul style="list-style-type: none"> ●県営ため池整備事業（各岐地区）設計業務に係る設計項目の見直しによる減額。 ●換地業務委託料（木田地区）次年度に事業変更による減額。 ●県営海岸事業負担金 入札不調に伴う未執行による減額。 ●県営自然災害防止事業負担金（赤部地区・大石地区）入札不調に伴う未執行による減額。 	1	1	農業経営対策事業費補助金等交付要綱等	農用地の改良・開発・保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するため、農業生産基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業構造の改善に資することを目的とする。	農林課	34～35
△ 1,094		実績見込みによる減額。	1	1	長崎県干害応急対策事業費補助金実施要綱	異常なる干天が連続し、既設の用水源が枯渇して農産物が枯死するおそれがあるため、これに対して干害応急対策を実施した団体または、2戸以上の農家（共同施行者）を支援する。	農林課	34～35
△ 584		実績見込みによる減額。	3	1	環境保全型農業直接支援交付金実施要綱	環境保全に効果の高い営農活動によって、地球温暖化防止・生物多様性保全に取り組む農業者等へ交付金を交付する。	農林課	34～35
△ 4,200		漁業新規就業者（研修生）の実績見込みによる減額。	1	2	浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業費補助金実施要綱	漁業後継者不足による漁業従事者の高齢化が進み、漁村の活力低下が懸念されている。持続的水産業の確立のため、漁業新規就業者の確保育成を図る必要がある。	水産課	36～37
△ 4,500		実績見込みなしによる皆減。	1	2	新水産業経営力強化事業実施要綱	「水産業経営支援事業」を活用して経営改善計画を策定した漁業者、漁業法人、2者以上の漁業者グループが経営改善計画達成に必要な機器等の整備を行い、経営を見直し所得向上を図る。	水産課	36～37

令和元年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他	
5	農林水 産業費	3 水産業 費	2 水産業 振興費	離島漁業再生支援交 付金事業	331,175	△ 56,370	274,805	0	△ 47,223	0	0
								離島漁 業再生 支援交 付金			
6	商工費	1 商工費	2 商工振 興費	戦略産品輸送経費支 援事業	66,400	△ 11,400	55,000	△ 8,550	0	0	0
								離島活 性化交 付金			
			4 観光費	まち・ひと・しごと 創生補助金（香岐島 リゾートアイランド プロジェクト事業）	140,000	△ 115,000	25,000	△ 57,500	0	0	0
								地方創 生推進 交付金			
7	土木費	2 道路橋 りょう 費	3 道路橋 りょう 新設改 良費	道路改良費（補助）	187,729	94,100	281,829	64,284	0	16,000	0
								社会資 本整備 総合交 付金		辺地債 △6,900 ・ 過疎債 22,900	
				道路改良費（単独）	119,706	△ 4,650	115,056	0	0	0	0

【各岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 9,147		特定有人国境離島漁村支援交付金事業費の実績見込みによる減額。	1	2	水産関係 地方公共 団体交付 金要綱	集落協定に基づく、漁場の生産力の向上に関する取組や漁業の再生に関する実践的な取組などの活動を支援する。 雇用機会の拡充を図るため、新規又は事業拡大を行う者を集落が支援する場合の経費を支援する。また集落がその取組を効果的に進める上で基盤となる良好な集落環境を整備するために要する経費を支援する。	水産課	36～ 37
△ 2,850		実績見込みによる減額。	1	4	離島活性化 交付金 事業実施 要綱	各岐焼酎をはじめとした戦略産品を本土へ移出する際及び当該戦略産品の原材料等を移入する際の海上輸送費の負担が、各事業者の経営を圧迫しており、離島のハンディに苦慮している。 このため、製品の移出及び原材料の移入に係る海上輸送費支援を行い、事業者の負担を軽減することで、新たな設備投資や雇用の拡充等を促し、地場産業の活性化及び定住促進を図る。	商工 振興 費	36～ 37
△ 57,500		リゾート誘致事業中止による減額。	1	5	地方創生 推進交付 金交付要 綱	宿泊施設は重要な観光インフラであるが、最盛期と比較し大幅減少し、収容可能人数は半減している。このことから、受入体制の強化、顧客満足度の向上、リピーターの獲得に向けた支援を行い、持続可能かつ安定的な宿泊収容可能人数を維持することで、イベント開催及びプロモーション実施効果が高くなり、好循環を生み出し地域経済活性化に寄与する。	観光 課	38～ 39
13,816		令和元年度国の補正予算（第1号）の内示に伴う増額。 ・市道丘中田大久保線 ・初山中央線他5線 ・釘ノ尾塩谷線他10線	5	1	—	地域住民の日常生活道路を整備することにより、交通安全の確保及び日常生活の利便性を確保する。	建設 課	38～ 39
△ 4,650		実績見込みによる減額。	5	1	—	地域住民の日常生活道路を整備することにより、交通安全の確保及び日常生活の利便性を確保する。	建設 課	38～ 39

令和元年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
7 土木費	2 道路橋 りょう 費	3 道路橋 りょう 新設改 良費	道路改良費（起債）	209,561	1,991	211,552	0	0	9,300	0
									辺地債 20,100 ・ 過疎債 △10,800	
	5 都市計 画費	1 都市計 画総務 費	街なみ環境整備事業 費	16,265	△ 12,000	4,265	△ 6,000	0	0	0
							街なみ 環境整 備事業 補助金			
7 住宅費	2 住宅建 設費	住宅建設費	住宅建設費	246,690	△ 7,926	238,764	8,744	0	△ 9,800	0
										社会資 本整備 総合交 付金
8 消防費	1 消防費	3 消防施 設費	防火水槽建設事業	38,161	742	38,903	0	0	1,200	0
										過疎債
			消防団格納庫建設事 業	46,695	△ 1,000	45,695	0	0	△ 1,100	0
									緊急防 災減災 事業債	

【各岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 7,309		事業費精算見込みによる増額。	5	1	—	幹線道路の整備をすることにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興及び地域の活性化を支援する。	建設課	38～39
△ 6,000		事業費精算見込みによる減額。 ・修景事業 △3戸(4戸→1戸)	3	1	各岐市勝本浦地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱	歴史的建物の適正な管理や活用、公共施設の整備、個人住宅の修景整備等を行い、漁村集落の勝本浦らしい魅力あるまちなみ整備を進めることにより、交流人口の拡大と地域の活性化を図る。	建設課	40～41
△ 6,870		事業費精算見込みによる減。	3	1	公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱	各岐市公営住宅等長寿命化計画により、老朽化した市営住宅のストックの効率的かつ円滑な更新を行う。	建設課	40～43
△ 458		入札不調による設計見直しに伴う増額 工事監理業務の減額	3	3	消防力の整備指針 消防水利の整備指針	消防水利未整備地区へ、耐震性貯水槽を設置することにより、消防力の強化を図る。	消防総務課	42～43
100		入札執行実績による減額。	3	3	建築物の耐震改修の促進に関する法律	災害時の拠点となる格納庫が老朽で耐震診断の結果基準に満たないことにより新築工事を行い消防力の強化を図る。	消防総務課	42～43

令和元年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他		
8 消防費	1 消防費	3 消防施設費	小型動力消防ポンプ 購入事業	8,016	△ 1,427	6,589	0	0	△ 1,800	0		
			消防団車両購入事業	39,900	△ 3,100	36,800	0	0	△ 3,200	△ 700		
9 教育費	1 教育総務費	3 教育指導費	離島留学生ホームステイ費（補助金）	27,210	△ 5,770	21,440	0	△ 2,120	0	△ 18,000		
			2 小学校費	1 学校管理費	小学校管理費	372,811	△ 23,500	349,311	100	0	△ 40,700	0
			3 中学校費	1 学校管理費	中学校管理費	230,856	△ 6,800	224,056	331	0	△ 1,000	0

【沓崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
373		入札執行実績による減額。	3	3	消防力の 整備指針 消防水利 の整備指 針	老朽化した消防ポンプ及び年数が経過した積載車の更新することにより、消防力の強化を図る。 芦辺地区第4分団 芦辺地区第8分団 郷ノ浦地区7分団2部	消防 総務 課	42～ 43
800		入札執行実績による減額。	3	3	消防力の 整備指針	老朽化した消防ポンプ及び年数が経過した積載車の更新することにより、消防力の強化を図る。 芦辺地区第9分団ポンプ車 芦辺地区第1分団積載車 郷ノ浦地区6分団2部積載車 石田地区第4分団積載車	消防 総務 課	42～ 43
14,350		実績見込みによる減額。	4	1	①沓崎市 高等学校 離島留学 生ホーム ステイ費 等補助金 交付要綱 ②沓崎市 いきっこ 留学補助 金交付要 綱	①長崎県内の離島留学制度を実施する高等学校が組織している運営委員会に対し補助金を交付する。(市の補助金に対して県の1/2補助、交通費補助は市単独) ②沓崎市立小・中学校が受け入れる「いきっこ留学」の円滑な運営を図るため運営委員会を設置し補助金を交付する。	教育 総務 課	42～ 43
17,100		実績見込みによる減額。	4	1	—	安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設(校舎・体育館・プール・グラウンド等)の改修を計画的に実施する。	教育 総務 課	42～ 43
△ 6,131		実績見込みによる減額。	4	1	—	安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設(校舎・体育館・プール・グラウンド等)の改修を計画的に実施する。	教育 総務 課	44～ 45

令和元年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他		
9	教育費	5 社会教育費	4 公民館費	吉岐文化ホール管理費	94,138	△ 15,216	78,922	0	0	17,000	△ 400	
											過疎債	使用料
				吉岐西部開発総合センター管理費	21,507	△ 8,058	13,449	0	0	0	0	
10	災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（現年災補助）	58,000	△ 13,700	44,300	△ 14,400	0	△ 3,600	0	
											公共土木施設等災害復旧事業債（現年災補助）	
												公共土木施設災害復旧費負担金
				公共土木施設災害復旧事業費（現年災単独）	50,817	△ 36,000	14,817	0	0	△ 35,300	0	
										公共土木施設等災害復旧事業債（単独）		
				公共土木施設災害復旧事業費（過年災単独）	25,650	△ 20,000	5,650	0	0	△ 20,000	0	
										公共土木施設等災害復旧事業債（単独）		

【各岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 31,816		施設・設備の改修にかかる計画を見直したことによる減額及び入札執行実績による減額。	4	4	各岐文化ホール条例	施設の適切な維持管理と運営を行うため、耐用年数が超過している設備等の改修を行う。	社会教育課	44～47
△ 8,058		施設・設備の改修にかかる計画を見直したことによる減額。	4	4	各岐西部開発総合センター条例	施設の適切な維持管理と運営を行うため、耐用年数が超過している設備等の改修を行う。	社会教育課	46～47
4,300		実績見込みによる減。	3	3	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	異常気象により被災した公共土木施設の災害復旧工事を行う。	建設課	46～47
△ 700		H29年災の早期完了を優先したことに伴う次年度への事業変更による減額。	3	3	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	異常気象により被災した公共土木施設の災害復旧工事を行う。	建設課	46～47
0		H29年災の早期完了を優先したことに伴う次年度への事業変更による減額。	3	3	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	異常気象により被災した公共土木施設の災害復旧工事を行う。	建設課	46～47

令和元年度3月補正予算の主要事業

■後期高齢者医療事業特別会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債
2	後期高 齢者医 療広域 連合納 付金	1	後期高 齢者医 療広域 連合納 付金	326,326	4,927	331,253				△ 673
										保険基 盤安定 繰入金

【各岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
5,600		<ul style="list-style-type: none"> ●保険料負担金の実績に伴う増額。 ●保険基盤安定負担金の実績に伴う減額。 	2	1	高齢者の医療の確保に関する法律第98条ほか	<ul style="list-style-type: none"> ●(保険料負担金)市町が、普通徴収及び特別徴収の方法により徴収した保険料について、市町の現年度予算にて収入調定を行い、現年度予算から広域連合へ現年度分保険料負担金(納付金)として支出する。 ●(保険基盤安定負担金)低所得世帯被保険者の均等割軽減及び、被用者保険被扶養者であった者に対する2年間の均等割軽減の公費負担。 財源は県3/4、市町1/4負担。県負担金は市町に交付され、県と市町負担分の金額を広域連合に納付する。金額の確定は11月に広域連合から通知。	保険課	10～11

令和元年度3月補正予算の主要事業

■介護保険事業特別会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 定 財 源	国費	県費	地方債	その他
2	介護給 付費	1 介護 サービ ス諸費	1 介護 サービ ス諸費	介護サービス給付費	3,036,720	80,400	3,117,120	19,899	10,050	0	41,961
							介護給 付費負 担金 12,060 ・ 普通調 整交付 金 7,839	介護給 付費負 担金 10,050			介護給付 費交付金 21,708 ・ 一般会計 繰入金 (給付 費) 10,050 ・ 介護給付 費準備基 金繰入金 10,203
2	介護給 付費	3 高額介 護サー ビス費	1 高額介 護サー ビス費	高額介護サービス費	79,200	6,800	86,000	1,683	850	0	4,267
							介護給 付費負 担金 1,020 ・ 普通調 整交付 金 663	介護給 付費負 担金 850			介護給付 費交付金 1,836 ・ 一般会計 繰入金 (給付 費) 850 ・ 介護給付 費準備基 金繰入金 1,581

【沓崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
8,490		給付実績による増額。	2	1	介護保険 法	法定給付	保険 課	12～ 13
0		実績見込みによる増額。	2	1	介護保険 法	法定給付	保険 課	12～ 13

令和元年度3月補正予算の主要事業

■下水道事業特別会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
							特	定	財	源			
							国費	県費	地方債	その他			
1	下水道 事業費	2	施設整 備費	1	施設整 備費	施設整備費（単独）	4,792	△ 2,500	2,292	0	0	0	0
2	漁業集 落排水 整備事 業費	1	管理費	1	一般管 理費	一般管理費	9,358	△ 3,000	6,358	0	0	0	0

【各岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 2,500		事業精査による減額。	3	2	都市計画法 下水道法 建築基準法	古城・大谷地区の下水道区域（中央処理区）内の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質改善を図るため、下水道施設の早期完成を目指す。	上下水道課	10～ 11
△ 3,000		●漁業集落排水施設加入助成金 実績に伴う減額。	3	2	浄化槽法 農山漁村 地域整備 交付金実 施要綱	芦辺漁港背後集落の芦辺地区において、集落内の環境衛生の向上・生活環境の改善・公共水域の保全を図り魅力ある地域づくりを行うため、排水処理施設の早期完成を目指す。	上下水道課	10～ 11

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

款	項	事業名	金額
5 農林水産業費	1 農業費	土地改良施設維持管理適正化事業	18,010
		第2堆肥センター管理費	5,363
	2 林業費	自然災害防止事業	4,500
6 商工費	1 商工費	壱岐島リブートプロジェクト事業	35,469
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持事業	19,000
		道路橋りょう新設改良事業	290,000
	4 港湾費	勝本港埋立事業	1,896
8 消防費	1 消防費	壱岐消防署郷ノ浦支署 庁舎非常用電源設備設置工事	9,004
		壱岐市耐震性貯水槽設置工事	15,961
9 教育費	2 小学校費	旧長島分校防風柵設置工事	3,700
		旧長島分校屋内運動場解体工事	10,884
		箱崎小学校グラウンド改修工事	18,500
	3 中学校費	旧沼津中学校屋内運動場解体工事	12,000
10 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（現年災）	44,300
合 計			488,587

(単位：千円)

完了予定	繰越理由
R3.2.26	本ため池工事の実施にあたり、想定以上の土砂が堆積しており、土砂の除去に不測の日数を要したため。
R2.7.31	県単補助事業での実施のため、県との協議に半年以上を要し、その後、2回の入札不調後に随意契約により工事に着手したが、現場での作業効率性をより高めるため、既製品の仕様変更が生じ、制作業者との調整に不測の日数を要したため。
R2.5.30	H29年度農地災害復旧事業を優先したことから年度内の完成が困難となったため。
R2.7.31	事業実施にあたり、自然公園法に係る国定公園事業変更申請が必要となり、関係機関との協議・許認可等に不測の日数を要したため。
R2.6.30	本工事箇所の施工に際し、道路幅員が狭いことから、民地側からの施工が必要となり、地権者に対し、立ち入りへの同意を得ることに不測の日数を要したため。
R2.9.30	工事の実施にあたり、地権者及び関係者との協議、同意を得ることに不測の日数を要したため。
R2.6.30	県の計画策定が国等の協議により遅れており、本業務に着手できないため。
R2.11.30	12月補正で予算の確保を行い、発注準備を進めてきたが、非常用電源設備の受注が集中しており、年度内に適正な工期が確保できないため。
R2.8.31	入札不調が続き、年度内に適正な工期が確保できないため。
R2.8.31	旧長島分校屋内運動場解体後、跡地に防風柵を設置するが、解体工事の入札が不調となり、年度内の事業完了が不可能となったため。
R2.6.30	2回の入札が不調となり、年度内の事業完了が不可能となったため。
R2.4.30	箱崎小学校グラウンド内に当初想定していなかった水道管が埋設されており、水道管移設に不測の日数を要したため。
R2.5.31	隣接する旧沼津中学校校舎を地元で一部使用しており、解体工事により発生する粉塵や迂回路について、地元との協議に不測の日数を要したため。
R2.6.30	令和元年7月及び8月豪雨により被災し、災害査定が9月から11月にかけて実施されたことに伴い、11月補正により予算を確保したが、標準工期の確保が困難となったため。

■一般会計・繰越明許費（詳細） 変更

款	項	事業名	変更前
5 農林水産業費	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	29,400
合 計			29,400

(単位：千円)

変更後	増減	完了予定	変更理由
36,000	6,600	R2.6.30	工事の実施にあたり、潜水調査を実施したところ、既設部分の損傷が著しく、工法の検討に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため。
36,000	6,600		

基金の状況（見込み）

○積立基金

（単位：千円）

区 分	平成29年度末 現在高	平成30年度		平成30年度末 現在高	令和元年度（見込み）		令和元年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
財政調整基金	1,603,322	346	400,000	1,203,668	298	400,000	803,966
減債基金	2,764,054	1,105	1,000,000	1,765,159	1,867	1,000,000	767,026
地域振興基金	508,939	168	193,500	315,607	132	190,500	125,239
地域福祉基金	740,270	0	47,500	692,770	0	4,200	688,570
老人ホーム事業施設整備基金	186,565	33	2,700	183,898	19	8,700	175,217
中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
栽培漁業振興基金	125,732	53,384	30,000	149,116	37,683	30,000	156,799
沿岸漁業振興基金	51,137	17,043	17,037	51,143	13,432	17,037	47,538
教育振興基金	7,601	2	300	7,303	1	300	7,004
松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
原の辻遺跡保存整備基金	10,741	0	0	10,741	2	0	10,743
ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
合併振興基金	2,365,600	0	0	2,365,600	0	911,700	1,453,900
ふるさと応援基金	325,294	286,621	177,800	434,115	350,033	393,300	390,848
過疎地域自立促進特別事業基金	467,045	264,764	261,950	469,859	263,088	100,400	632,547
本庁舎建設基金積立金	100,000	50,001	0	150,001	50,010	0	200,011
学校施設整備基金積立金	100,000	50,001	0	150,001	100,037	0	250,038
森林環境譲与税基金積立金					3,066	0	3,066
小 計	6,037,504	722,017	730,787	6,028,734	817,503	1,656,137	5,190,100
計	10,404,880	723,468	2,130,787	8,997,561	819,668	3,056,137	6,761,092
国民健康保険財政調整基金	255,652	27	0	255,679	26	80,000	175,705
直営診療所財政調整基金	0	0	0	0	0	0	0
介護給付費準備基金	61,836	3	0	61,839	7	14,741	47,105
農業機械銀行特別会計減価償却基金	14,400	8,301	1,047	21,654	7,843	12,589	16,908
計	331,888	8,331	1,047	339,172	7,876	107,330	239,718
合 計	10,736,768	731,799	2,131,834	9,336,733	827,544	3,163,467	7,000,810

○定額運用基金

区 分	平成29年度末 現在高	平成30年度		平成30年度末 現在高	令和元年度（見込み）		令和元年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
土地開発基金	14,474	0	14,474	0	0	0	0
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	43,566	0	0	43,566	4,000	0	47,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	80,040	0	14,474	65,566	4,000	0	69,566

合計（積立基金＋定額運用基金）	10,816,808	731,799	2,146,308	9,402,299	831,544	3,163,467	7,070,376
-----------------	------------	---------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------

令和2年度 当初予算(案)概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 一般会計款別予算集計表	2
3. 当初予算主要事業一覧	3~76
4. 基金の状況(見込み)	77
5. 地方債の状況に関する調書	78
6. 地方消費税交付金(社会保障財源化分) が充てられる社会保障施策に要する経費	79



杏 岐 市

令和2年度吉崎市各会計当初予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位：千円、%)

会 計 名		令和2年度	令和元年度	増減額	増減率	
一 般 会 計		23,640,000	23,670,000	△30,000	△0.1	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,829,444	4,041,911	△212,467	△5.3
		診療施設勘定	49,397	98,919	△49,522	△50.1
		計	3,878,841	4,140,830	△261,989	△6.3
	後期高齢者医療事業特別会計		351,777	331,677	20,100	6.1
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,732,102	3,481,957	250,145	7.2
		介護サービス事業勘定	45,378	32,390	12,988	40.1
		計	3,777,480	3,514,347	263,133	7.5
	下水道事業特別会計		330,899	333,871	△2,972	△0.9
	三島航路事業特別会計		120,889	116,521	4,368	3.7
	農業機械銀行特別会計		83,574	122,339	△38,765	△31.7
合 計		8,543,460	8,559,585	△ 16,125	△0.2	
一般会計、特別会計の合計		32,183,460	32,229,585	△ 46,125	△0.1	

○企業会計

(単位：千円、%)

会 計 名	内 訳	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
水道事業会計	収益的収入	834,969	873,319	△ 38,350	△4.4
	収益的支出	802,154	857,379	△ 55,225	△6.4
	資本的収入	267,810	190,466	77,344	40.6
	資本的支出	348,332	356,907	△ 8,575	△2.4

令和2年度 一般会計款別予算集計表（対前年度比較）

（歳入）

（単位：千円、％）

款	区分	令和2年度予算額		令和元年度予算額		増減額 A-B=C	増減率 C/B×100
		A 構成比	B 構成比	A 構成比	B 構成比		
○ 1	市 税	2,187,590	9.3	2,182,981	9.2	4,609	0.2
2	地方譲与税	274,638	1.2	274,200	1.2	438	0.2
3	利子割交付金	1,100	0.0	1,500	0.0	△400	△26.7
4	配当割交付金	2,900	0.0	2,900	0.0	0	0.0
5	株式等譲渡所得割交付金	500	0.0	500	0.0	0	0.0
6	地方消費税交付金	460,000	1.9	460,000	1.9	0	0.0
7	ゴルフ場利用税交付金	1,900	0.0	1,900	0.0	0	0.0
8	自動車取得税交付金	11,700	0.0	22,000	0.1	△10,300	△46.8
9	地方特例交付金	3,800	0.0	3,800	0.0	0	0.0
10	地方交付税	9,306,070	39.4	8,830,600	37.3	475,470	5.4
11	交通安全対策特別交付金	5,000	0.0	6,000	0.0	△1,000	△16.7
○ 12	分担金及び負担金	193,881	0.8	235,652	1.0	△41,771	△17.7
○ 13	使用料及び手数料	428,547	1.8	433,573	1.8	△5,026	△1.2
14	国庫支出金	2,794,678	11.8	2,545,378	10.8	249,300	9.8
15	県支出金	2,401,599	10.2	2,394,395	10.1	7,204	0.3
○ 16	財産収入	72,290	0.3	73,412	0.3	△1,122	△1.5
○ 17	寄附金	400,001	1.7	350,001	1.5	50,000	14.3
○ 18	繰入金	2,224,226	9.4	2,906,837	12.3	△682,611	△23.5
○ 19	繰越金	400,000	1.7	300,000	1.3	100,000	33.3
○ 20	諸収入	281,380	1.2	236,071	1.0	45,309	19.2
21	市 債	2,188,200	9.3	2,408,300	10.2	△220,100	△9.1
	歳入合計	23,640,000	100.0	23,670,000	100.0	△30,000	△0.1
○	うち自主財源（○印）	6,187,915	26.2	6,718,527	28.4	△530,612	△7.9

（歳出）

（単位：千円、％）

款	区分	令和2年度予算額		令和元年度予算額		増減額 A-B=C	増減率 C/B×100
		A 構成比	B 構成比	A 構成比	B 構成比		
1	議 会 費	138,886	0.6	143,257	0.6	△4,371	△3.1
2	総 務 費	3,960,687	16.8	4,297,831	18.2	△337,144	△7.8
3	民 生 費	6,040,794	25.6	5,978,931	25.3	61,863	1.0
4	衛 生 費	2,325,103	9.8	2,203,692	9.3	121,411	5.5
5	農 林 水 産 業 費	2,305,426	9.7	2,343,513	9.9	△38,087	△1.6
6	商 工 費	809,602	3.4	1,068,945	4.5	△259,343	△24.3
7	土 木 費	1,921,273	8.1	1,630,062	6.9	291,211	17.9
8	消 防 費	928,236	3.9	802,413	3.4	125,823	15.7
9	教 育 費	2,046,058	8.7	2,132,884	9.0	△86,826	△4.1
10	災 害 復 旧 費	280,644	1.2	188,105	0.8	92,539	49.2
11	公 債 費	2,842,593	12.0	2,844,442	12.0	△1,849	△0.1
12	諸 支 出 金	36,698	0.2	31,925	0.1	4,773	15.0
13	予 備 費	4,000	0.0	4,000	0.0	0	0.0
	歳出合計	23,640,000	100.0	23,670,000	100.0	△30,000	△0.1

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	まちづくり協議会設置事業	118,208	1,839	905		50,600	64,864
			各岐市コミュニティ施設改修等補助金	10,000				10,000	0
	安全・安心のまちづくり交付金	13,938				13,900	38		
	本庁舎建設基金積立金	50,000					50,000		
	5 財産管理費	郷ノ浦庁舎電話装置更新整備事業	13,703				13,700	3	

【**【** 梶崎市総合計画における基本目標 **】**】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 梶岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<p>まちづくり協議会を設置し、協働によるまちづくりを行なう。</p> <p>【主な予算内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域コミュニティ仕組みづくりプロジェクト 4,000千円 (500千円×8地区) ●集落支援員委託費 61,200千円 (3,400千円×18地区) 【特別交付税措置】 ●集落支援員需用費 1,800千円 (100千円×18地区) 【特別交付税措置】 ●新たな地域コミュニティ準備補助金 2,400千円 (300千円×8地区) ●まちづくり協議会交付金 (18地区) 46,622千円 	3	1	梶崎市まちづくり協議会設置条例	地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、梶崎市自治基本条例に基づく、コミュニティ活動を推進するための新たな組織を設立し、地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会との協働によるまちづくりを推進する。	SDGs 未来課	46～51
	<p>自治公民館等が管理する集会所等のコミュニティ施設の利便性及び耐久性の向上を図るため、施設の改修に要する経費について助成を行い、地元負担の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー化事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするためのバリアフリー化事業。(補助対象経費300千円以上1,000千円以内で補助率60%) 一部特別交付税措置 ●耐久性向上化事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の耐久性の向上化を伴う改修または安全性の確保を行う事業。(補助対象経費100千円以上1,000千円以内で補助率40%) 	3	3	梶崎市コミュニティ施設改修費等補助金交付要綱	コミュニティ施設の老朽化が進む中、安全性の確保と耐久性の向上を図ることで、利用率の向上を目指し、最も身近な地域コミュニティである自治公民館の活性化を図る。	政策企画課	50～51
	<p>自治公民館が取り組む自主防災活動及び福祉保健活動を促進するため、以下の取組状況により交付金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織設置及び活動 ●防災訓練の実施 ●福祉保健部の設置及び活動 ●市主催の福祉保健部研修会への参加 ●管理施設の完全禁煙 ●健康づくり活動 	3	3	梶崎市安全・安心のまちづくり交付金交付要綱	地方分権時代の到来、地方財政状況の逼迫などの要因から、地域運営には市民と自治体の協働が求められている中、自治公民館における安全・安心への取組が重要となっている。そのため、自主防災組織の設置及び活動、福祉保健設置及び活動の実施状況等によって交付金を交付し、市民の安全・安心の向上と地域コミュニティの活性化を図る。	政策企画課	50～51
	<p>将来の市本庁舎の建設に要する経費に充てるため基金積立を行う。</p>	6	1	梶崎市本庁舎建設基金条例	将来、市本庁舎を建設する必要性が生じた場合、財源の確保については困難な状況が予想されるため、その財源の一部とするため、基金を設置し、積立を行う。	総務課	50～51
新規	<p>●郷ノ浦庁舎電話装置更新整備事業(調査設計、工事)</p>	4	2	—	郷ノ浦庁舎に設置されている電話交換設備の老朽化に対処するため、交換設備一式の更新と通信体系の整備を行う。	管財課	54～55

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源	
					特 定 財 源					
					国費	県費	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	5 財産管理費	石田庁舎電話装置更新整備事業	4,582				4,500	82	
								合併振興基金		
		6 企画費	ウルトラマラソン運営事業	15,788	4,000			7,700	4,088	
									離島活性化交付金	
									ふるさと応援基金	
			自治体SDGsモデル事業	49,220	22,767				26,453	
								地方創生推進交付金		
			SDGsフォーラム開催事業	2,350				2,300	50	
								シンポジウム助成事業補助金		
			エコアイランド推進事業	240,997	239,601			628	768	
								エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金		
								次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金		

【**【** 梶崎市総合計画における基本目標 **】**】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 梶岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	●石田庁舎電話装置更新整備事業（調査設計、工事）	4	2	—	石田庁舎に設置されている電話交換設備の老朽化に対処するため、交換設備一式の更新と通信体系の整備を行う。	管財課	54～55
	●梶岐ウルトラマラソン大会運営に係る経費 ・開催予定日 令和2年10月17日（土） ・種目・募集 100km：600名 50km：400名 ■補助率 国：50%、市：50% ※補助対象事業費 8,000千円 ◆過去実績(エントリー数) ・第1回 629名 ・第2回 703名 ・第3回 728名 ・第4回 695名	1	5	離島活性化交付金事業実施要綱	令和2年度に第5回の節目となる梶岐ウルトラマラソンを実施する。ランネットにおいてウルトラマラソンの部門で全国第2位の高評価を受けており、単なるスポーツイベントではなく、島を挙げたまちづくりの一大イベントとして定着しつつあり、全国への知名度向上や本市の地域活性化を図る。	観光課	54～59
	「自治体SDGsモデル事業」として、経済・社会・環境の三側面を統合的に取り組み、2030年の梶岐市の将来像の実現に繋げる事業を実施する。 ●経済：アスパラハウス栽培における自動灌水システム構築、農産物の6次産業化（規格外品の活用等） 23,646千円 ●社会：市民参加型イベント開催、SDGs対話会実施 14,630千円 ●環境：市内中学生等を対象とした環境教育プログラム実施 6,160千円	1 2 5	4 2 2	地方創生推進交付金要綱	本市は、平成30年度に内閣総理大臣から「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」の選定を受け、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を実施し、地方創生の一層の充実・深化に繋げることを目的とする。	SDGs未来課	54～59
新規	●SDGsフォーラム開催事業 梶岐市のSDGsの取り組みを市民や企業の方に分かりやすく紹介し、それぞれが当事者意識を持って取り組んでもらうきっかけとする。 また、九州・沖縄地区の所在する地方自治体にSDGsの取り組みを紹介し、SDGsの機運を高める。	1 2 5	4 2 2	—	平成27年に、国連は「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するため、17のゴールと169のターゲットからなるSDGsを採択した。そうした中で、本市では平成30年6月に離島で唯一、内閣府から「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」に選定された。これにより、すべての人が積極的にSDGsへ関与することが求められるようになった。	SDGs未来課	54～57
	●エコアイランド推進事業 再生可能エネルギー（太陽光・風力）の導入を促進するため、余剰となる再生可能エネルギーを水素として貯蔵し、必要に応じて再エネルギー化するシステムの島内実用化を図る。令和元年度に水素エネルギー化実証システム導入のための調査・設計業務を行い、令和2年度に実証試験システム設備を導入する。 ・Power-To-Gas実用化実証システム導入事業 ・ウィンドパーク管理費 ・次世代自動車充電インフラ設備管理費	4	1	—	低炭素のしまづくりを推進してきた本市においては、気候変動の危機的状況に鑑み、気候非常事態を宣言し、低炭素を更に推し進めた脱炭素社会の構築を目指すため、再生可能エネルギーへの完全移行を目指している。 本土との系統連系がない離島での不安定な再生可能エネルギーの導入拡大を図るためには、水素を活用した再生可能エネルギーの安定化を図る必要がある。 また、島内の脱炭素化の実現には、化石燃料を使用する自動車に替えて、電気自動車等の次世代自動車の導入促進も必要であり、その一環として市が設置している充電インフラの維持管理が必要となる。	SDGs未来課	54～57

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	ふるさと応援寄附金	621,135				575,241	45,894
							ふるさと 応援寄附 金 400,000 ・ ふるさと 応援基金 175,100 ・ 基金利子 131		
			起業家人材育成事業	24,600					24,600
			観光情報多言語化事業	2,600	1,300				1,300
							離島活 性化交 付金		
			米国市場に向けた広域連携事業	1,000				1,000	
			関係人口創出モデル事業	8,000	7,000			1,000	
							関係人 口創 出・拡 大事業 交付金		

【**彦岐市総合計画における基本目標**】

- | | |
|---|---|
| <p>1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる</p> <p>2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう</p> <p>3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる</p> | <p>4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている</p> <p>5. 彦岐への新しい人の流れをつくる</p> <p>6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている</p> |
|---|---|

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	ふるさと応援寄附者へお礼の品（特産品）を贈呈する。また、お礼の品の宣伝用カタログの作成のほか、各種PR事業を実施する。寄附金は、ふるさと応援基金に積立を行う。 ●目標額 4億円	6	2	彦岐市ふるさと納税推進事業実施要綱	本市へのふるさと納税を推進し、財源の確保及び地場産業の活性化を図る。	政策企画課	54～59
	●起業家人材育成事業 地域おこし協力隊制度を活用し、本市の地域資源（自然・文化等）を活かして、新たな事業（プロジェクト）を自ら立ち上げ、自立した地域の担い手として育成することで、市民や移住者にとってより魅力ある島の実現を目指す。（コーディネーター1名、起業家5名）	1 5	4 2	地域おこし協力隊要綱	地域おこし協力隊制度の新たな活用方法として、起業家人材を地域おこし協力隊として誘致し、実際の事業化までの支援を行う事業が、全国各地で実施されており、効果を出している。本事業で採用された人材の方々の定住、さらにその活動により彦岐を拠点とした彦岐ならではの新しい働き方・生き方・暮らし方が創造され、将来のさらなる移住者・関係人口の増加に繋げる。	SDGs 未来課	56～57
新規	●観光情報多言語化事業 外国人観光客の受入体制整備の一環として、主要観光地(50ヶ所予定)にQRコードを貼付し多言語による観光地情報の提供を実施する。 ■補助率 国：50%、市：50%	1	5	離島活性化交付金事業実施要綱	外国人観光客の誘客は、減少が見込まれる国内観光需要の補完に加えて外貨の獲得や地域の雇用機会創出にも寄与することから、本事業による受入環境整備及び実施後の情報発信により誘客促進を目指す。	観光課	56～57
	●米国市場に向けた広域連携事業 米国観光客の誘客を図るため、九州管内10自治体(福岡市・北九州市・太宰府市・武雄市・日田市・雲仙市、鹿児島市、阿蘇市、彦岐市)による広域連携により、米国市場向けにWEBプロモーション事業を実施する。	1	5	—	現在、訪日外国人においては東アジア(韓国・中国等)に偏重しているが、政治情勢に左右されることもあり、安定した市場としての危機感がある。このことから、滞在日数の長く観光消費の多い米国市場に向けたプロモーションを実施し、九州(参加10自治体)の認知度向上及び誘客促進を図る。	観光課	56～57
新規	●関係人口創出モデル事業 都市部に在住する個人・企業等と連携し、都市住民等の地域への関心を高める。 ・テレワークの実施(首都圏から15人予定) ・参加者の心身健康向上効果測定・分析(大学と共同研究)	5	2	—	人口減少、高齢化社会による地域の担い手不足という課題の中で、関係人口増加に取り組むことで、将来的な移住者の増加や担い手不足の解消を図る。	政策企画課	56～57

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源	
					特 定 財 源					
					国費	県費	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	吉岐なみらい研究所運営事業	19,697					19,697	
			過疎地域集落再編整備事業	15,558	6,000				9,558	
			離島百貨店負担金	240					240	
			逆参勤交代負担金	1,100					1,100	
			地方バス路線維持対策事業	69,369			69,300	69		

【**「「岐阜市総合計画における基本目標」**】

- | | |
|---|---|
| <p>1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる</p> <p>2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう</p> <p>3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる</p> | <p>4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている</p> <p>5. 岐阜への新しい人の流れをつくる</p> <p>6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている</p> |
|---|---|

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	<p>●「<u>「</u>岐阜なみらい研究所運営費 慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス（SFC）研究所と株式会社リクルートとの連携協定に基づき、テレワークセンター内に「<u>「</u>岐阜なみらい研究所」を設置し、地域おこし企業人、地域おこし研究員、市職員とが一緒になって本市の地域課題の解決手法を学び合い、高度人材育成の拠点として活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし企業人 ・地域おこし研究員 ・地域力創造アドバイザー専門家招聘費【特別交付税措置】 	5	2	<p>・地域おこし企業人交流プログラム推進要綱</p> <p>・地域おこし協力隊要綱</p>	SDGs 未来都市計画に、岐阜市が目指す2030年のあるべき姿として、「外部から多様な知恵を取り込み、進化と変化を恐れない柔軟で強靱な地域づくり」を掲げており、その実現のために様々な立場の人が集まり、学び合う拠点として、「 <u>「</u> 岐阜なみらい研究所」を設置する。	SDGs 未来課	56～59
新規	<p>●「<u>「</u>定住促進空き家活用事業 空き家の改修を行うことにより、賃貸物件として活用する。また、行政が空き家所有者及び定住者と賃貸借契約を結ぶことで、安心して空き家を提供することができ、空き家活用と定住促進に繋げる。</p> <p>改修費4,000千円×3戸 設計監理3,558千円</p>	5	1	<p>過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱</p>	移住者が増加傾向にある中、住まいの確保ができていない状況である。空き家の有効活用を進めることにより、移住者向けの住宅を整備し、定住人口の増加を図る。	政策企画課	56～57
	<p>●「<u>「</u>離島百貨店負担金 全国の離島同士や離島と離島ファンをつなぐための離島百貨店（結びつける場所）を活用し、離島が連携することで会員企業や関係省庁を巻き込み、相互にメリットのある形で事業推進を図る。</p>	5	2	—	全国の離島同士や離島と離島ファンをつなぐための離島百貨店（結びつける場所）を活用し、離島が連携することで会員企業や関係省庁を巻き込み、相互にメリットのある形で事業推進を図る。	政策企画課	58～59
	<p>●「<u>「</u>逆参勤交代負担金 東京近郊に在住する企業（職員）が地方へ赴き、地域との交流により地域課題解決に資することを実践する。地方での期間限定リモートワーク（会社以外の場所で遠隔で仕事を行う勤務形態）や2地域居住の関係人口増加と将来の移住者予備層の育成を図る。</p>	5	2	—	地方に新たな関係人口を増やし、地方創生と働き方改革を同時実現し、将来の移住者予備層の育成を図る。	政策企画課	58～59
	<p>地方バス路線等運航対策費</p> <ul style="list-style-type: none"> ●路線維持費 ●定期券購入補助 ●75歳以上バス利用者 ●<u>「</u>岐阜病院への接続 	4	3	—	自家用車の普及等により乗合バスの輸送人員が減少傾向にある中で、交通弱者の社会活動を保障するため、市内路線バス事業者に補助金を交付し、路線バスの運行維持・確保を図る。	総務課	58～59

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	定住奨励事業補助金	48,200				48,200	0
							ふるさと応援基金		
			UIターン促進短期滞在費補助金	488					488
			島外通勤・通学者交通費助成事業	5,184			4,600		584
							過疎債ソフト		
			まち・ひと・しごと創生補助金 (テレワーケーション推進事業)	15,800	7,900			7,900	
					地方創生推進 交付金				
			インパウンド対策事業補助金	2,700				2,700	

【**【**吉崎市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 吉岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<ul style="list-style-type: none"> ●移住者住宅等支援事業 12,000千円 (新築2,500千円×4戸、中古1,000千円×2戸) ●移住者住宅家賃支援事業 7,200千円 (12千円×12月×50戸) ●移住費用支援事業 10,000千円 (200千円×50世帯) ●中古住宅改修費用支援事業(移住者) 4,000千円 (1,000千円×3戸+加算200千円×5人) ●空き家バンク改修補助金(所有者) 3,000千円 (1,000千円×3戸) ●民間賃貸住宅建設事業補助金 12,000千円 (1,000千円×12戸) 	5	1	<ul style="list-style-type: none"> ・吉崎市移住者住宅等支援事業補助金交付要綱 ・吉崎市移住者賃貸住宅家賃補助金交付要綱 ・吉崎市空き家バンク活用促進補助金交付要綱 ・吉崎市民間賃貸住宅建設費補助金交付要綱 	吉崎市総合計画の「Uターン者の強化」において、定住・移住を推進するため、Uターン者に対する移住費用の負担を軽減するため、住宅取得、家賃の一部補助、引っ越し費用の補助等を行う。また、移住者への住宅を確保し、移住者の増加を図るため、民間賃貸住宅整備に対する建設費の一部補助や空き家バンクに登録する所有者に対して改修費の一部補助を行う。	政策企画課	58～59
	<p>移住を目的とする活動のために、市内に連続して宿泊する方の滞在費とレンタカー等の利用料金の一部を補助する。</p> <p>※市内に宿泊された際の基本宿泊料金(2泊以上14泊以内)とし、その2分の1以内を補助額とする。ただし、1泊当たりの補助額は、1人2,000円を限度とする。また、その際に利用するレンタカー等の使用料金(15日以内)の2分の1以内を補助(1日当たりの補助額は、1人または1グループ2,000円を限度)する。</p>	5	1	吉崎市Uターン促進短期滞在費補助金交付要綱	吉崎市総合計画の「Uターン者の強化」において、定住・移住を推進するため、Uターン者に対し住居及び仕事を探し、または暮らしを体験する等の活動に対し、補助等を行う。	政策企画課	58～59
	<p>市民の島外への通勤及び通学を支援するため、吉崎市発着の船舶及び飛行機の利用にかかる交通費を助成する。</p> <p>※上限額：毎日通勤・通学 50万円/年間 週通勤 20万円/年間</p>	5	1	吉崎市島外通勤・通学者交通費助成金交付要綱	市民の島外への通勤及び通学を支援し、定住人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来のUターンを促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。	政策企画課	58～59
	<ul style="list-style-type: none"> ●テレワーク推進事業補助金 <p>テレワークとバケーションを融合させた「テレワークケーション」を推進することにより、新たな働き方改革のベンチマークモデルを目指し、観光客誘致及び移住促進を図る。</p> <p>令和元年度に策定した戦略を基に、大都市圏である福岡市の企業等を中心に、本市のテレワークケーションについての情報発信を行うとともに、IT人材の育成も強化する。</p>	5	2	地方創生推進交付金要綱	全国的にも成功事例である本市のテレワーク推進事業は、一般社団法人日本テレワーク協会主催の第20回テレワーク推進賞において、「優秀賞」を受賞し、その成果を着実に積み重ね、本市のPRにもつながっている。	SDGs 未来課	58～59
	<ul style="list-style-type: none"> ●インバウンド促進対策に係る補助金 <p>インバウンドの取り組みを強化し、吉岐島の知名度を向上させることにより、誘客の拡大を図るための補助金。</p>	1	5	—	外国人観光客の誘客は、減少が見込まれる国内観光需要の補完に加えて外貨の獲得や地域の雇用機会創出にも寄与することから本事業の実施により、海外に対する本市の認知度向上や実際の集客及び旅行商品の造成を図る。	観光課	58～59

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	住宅確保加速化支援事業	4,000		3,000			1,000
						地方創 生推進 交付金			
		7 情報管理費	電算業務費	114,852	619			104,900	9,333
						社会保 障・税番 号制度 システム 整備費 補助金		合併振 興基金	
			情報管理費	41,669				38,200	3,469
						合併振 興基金			
			地域情報通信推進事業	156,153				121,500	34,653
							合併振 興基金		
	13 国境離島振興費		滞在型観光促進事業	20,000		11,000			9,000
						地域社 会維持 推進交 付金			

【**彦岐市総合計画における基本目標**】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 彦岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	<p>●彦岐市移住者向け住宅確保加速化支援事業補助金</p> <p>市から認定された空き家活用団体が、移住者のニーズに沿った空き家を掘り起こし、空き家所有者から活用団体が借上げ、改修を行い、移住者へ転貸する。</p> <p>(県3/4：国1/2+県1/4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家活用団体運営経費 1,000千円 ・空き家改修に要する経費 1,000千円×3戸 	5	1	彦岐市移住者向け住宅確保加速化支援事業補助金要綱	市内空き家の有効活用が求められる中、移住者のニーズに沿った空き家の掘り起こしが重要となっている。官民連携した空き家活用を実施し、移住者へのスムーズな空き家の提供を行い、定住促進を図る。	政策企画課	58～59
	<p>住民情報系基幹業務システム（24業務）の機器及びソフトウェアの適正な維持・管理業務。</p> <p>●主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹業務システムの機器及びソフトウェアの保守管理業務 ・社会保障番号制度機器等の保守管理業務 	6	3	—	住民記録、税務業務等の複雑かつ煩雑な事務を円滑かつ迅速に処理する事を目的とし、データの一元管理で関連処理をリアルタイムに連携することにより、業務の効率化を図る。	政策企画課	58～61
	<p>内部情報システムの適正な維持・管理業務</p> <p>●主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務会計、文書管理、人事給与等の機器及びソフトウェアの保守管理業務 ・彦岐市イントラネット設備の維持管理 ・全国総合行政ネットワークとの接続・連携 	6	3	—	財務会計や文書管理、人事・給与等の内部業務の事務の正確性、効率性の向上を実現し、事務の省力化、適正化を実現する。	政策企画課	58～61
	<p>彦岐市地域情報通信基盤施設（彦岐市ケーブルテレビ施設等）に関する施設設備の維持・管理及び改修業務</p> <p>●主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・彦岐市ケーブルテレビ施設の維持管理・改修 ・公共施設等の無線LANの維持管理 	6	3	—	高度情報化社会に適應した魅力ある街づくりを推進する事により、市民の生活環境の向上及び地域の産業等の振興等、地域の活性化に資するために設置された彦岐市ケーブルテレビ施設の維持管理を指定管理者と共におこなう。	政策企画課	58～61
新規	<p>市事業である特定有人国境離島における滞在型観光に向けた仕組みづくりや情報発信事業。</p> <p>●「大人の修学旅行」をテーマとした観光魅力アップ事業</p> <p>大都市圏に住む50歳以上をターゲットとして、本市の持つ自然・歴史・食・彦岐焼酎・温泉等の魅力的なコンテンツを体験プログラム化し、他にない滞在型の旅行スタイルを提供できる仕組みづくりを構築する。</p> <p>●欧米市場向け誘客促進事業</p> <p>本市の持つ体験・自然・文化を欧米市場に合致したストーリー性を持たせた新たな旅行スタイル提供の仕組みづくりを構築する。</p> <p>■補助率 国：55%、市：45%</p>	1	5	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	平成29年4月施行の有人国境離島法において、特定有人国境離島地域の活性化を図るうえで観光振興は欠かすことの出来ない重要な施策として、滞在型観光促進事業が創設されたことに伴い、彦岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げの取り組みが必要である。	観光課	64～65

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	13 国境離島振興費	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業（総務費）	65,302					65,302
			滞在型観光割引事業負担金	16,938					16,938
			離島輸送コスト支援事業（農産物）	66,880	50,160	8,360			8,360
					地域社会維持推進交付金	地域社会維持推進交付金			
			離島輸送コスト支援事業（水産物）	89,792	67,343	11,224			11,224
		地域社会維持推進交付金	地域社会維持推進交付金						
		創業事業拡大支援事業（雇用機会拡充事業）	300,000		250,000			50,000	
					地域社会維持推進交付金				

【**【** 梶崎市総合計画における基本目標 **】**】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 梶岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	住民の航路運賃をJR運賃並み、航空路運賃を新幹線並みまで低廉化する経費の一部を支援する。 ■補助率 国：55%、 県：22.5%、各市町負担金：22.5%	4	3	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性を抱えており、特定有人国境離島地域の地域社会を維持するため、平成29年4月施行の有人国境離島法において、航路・航空路の運賃低廉化により島民の本土との交通手段の経済的負担を軽減し、継続的な居住が可能となる環境の整備を図る。	総務課	64～65
	県事業である特定有人国境離島における滞在型（体験を含む）の「しま旅旅行商品」、「企画乗船券・航空券」及びプロモーションに係る各市町負担金。 ■補助率 国：55%、県：22.5%、各市町負担金：22.5%	1	5	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	平成29年4月施行の有人国境離島法において、特定有人国境離島地域の活性化を図るうえで観光振興は欠かすことの出来ない重要な施策として、滞在型観光促進事業が創設されたことに伴い、梶岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げの取り組みが必要である。	観光課	64～65
	農産品（生鮮品全般）の移出及び肥料・飼料等の移入にかかる費用に対して支援する。 ■補助率 国：60%、県：10%、市：10%	1	1	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	特定有人国境離島地域において、本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用を支援する。	農林課	64～65
	魚介類（生鮮、冷凍もの）の移出及び原材料（エサ等）の移入にかかる海上輸送費に対する支援 （5漁協及び民間事業者） ■補助率 国：60%、県：10%、市：10%	1	2	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	特定有人国境離島地域は本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用を支援する。	水産課	64～65
	特定有人国境離島地域における創業・事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を最長5年間支援する。 ●創業支援 事業費上限600万円まで ●事業拡大（設備投資有） 事業費上限1,600万円まで ●事業拡大（設備投資無） 事業費上限1,200万円まで ■補助率 国：50%、県：12.5%、市：12.5%	1	4	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	特定有人国境離島地域における雇用増を伴う創業または事業拡大を行う者の事業資金の一部を支援することで、定住促進及び地域の活性化を図る。	商工振興課	64～65

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	13 国境離島振興費	しまづくり事業	7,000		3,850			3,150
					地域社会維持推進交付金				
3 民生費	1 社会福祉費	2 社会福祉施設費	郷ノ浦サービスセンター指定管理費	7,991					7,991
			勝本ふれあいセンター「かざはや」管理費	33,033					33,033
			芦辺クオリティライフセンター「つばさ」管理費	22,877					22,877
			石田総合福祉センター管理費	13,800					13,800

【**彦岐市総合計画における基本目標**】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 彦岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<p>●しまづくり事業補助金 体験事業者等において、地域の特徴等を活かした滞在型観光に繋がる体験や仕組みづくりに対する取り組みを支援する補助金。 ■補助率 国：55%、市：45%</p>	1	5	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	平成29年4月施行の有人国境離島法において、特定有人国境離島地域の活性化を図るうえで観光振興は欠かすことの出来ない重要な施策として、滞在型観光促進事業が創設されたことに伴い、彦岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げの取り組みが必要である。	観光課	64～65
	<p>●郷ノ浦ディサービスセンター指定管理費 ・施設修繕料 ・指定管理料</p>	3	4	彦岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例	多様化する住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用する。 (H31.4.1～R4.3.31)	市民福祉課	78～81
	<p>●勝本ふれあいセンター「かざはや」管理費 ・施設修繕料 ・指定管理料</p>	3	4	彦岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例	多様化する住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用する。 (H31.4.1～R4.3.31)	市民福祉課	78～81
	<p>●芦辺クオリティライフセンター「つばさ」管理費 ・施設修繕料 ・指定管理料 ・調査業務（再生可能エネルギー蓄電池システム修理）</p>	3	4	彦岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例	多様化する住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用する。 (H31.4.1～R4.3.31)	市民福祉課	78～81
	<p>●石田総合福祉センター管理費 ・施設修繕料 ・指定管理料 ・石田町生きがい広場借上料</p>	3	4	彦岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例	多様化する住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用する。 (H31.4.1～R4.3.31)	市民福祉課	78～81

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
3 民生費	1 社会福祉費	2 社会福祉施設費	石田総合福祉センター非常用発電機改修事業	12,360	6,180		6,100		80
		社会福祉施設等整備事業（設計／工事）	3,504			3,500		4	
	4 国民健康保険事業費	国民健康保険事業特別会計繰出金	278,783	33,869	112,040			132,874	
		直営診療施設勘定費（繰出金）	19,316					19,316	
	5 介護保険事業費	介護人材確保対策事業	14,420				14,400	20	

【吉崎市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 吉岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	●石田総合福祉センター非常用発電機改修事業（設計、監理、工事）	3	4	吉崎市地域福祉活動拠点施設条例	当施設は、建築後52年が経過しており数度の改修工事を行っているが、設備などの老朽化が進んでいる。現在の非常用発電機は、設置後27年を経過しており冷却水やオイル漏れ等、著しい機能低下が生じているため、機材を更新し、災害時の要援護者や児童等の安全確保を図る。	市民福祉課	80～81
新規	社会福祉施設等改修事業 ●新城地区老人憩いの家空調設備改修事業（設計、工事）	3	4	吉崎市老人憩いの家条例	老人、母子、身障者及び一般市民の教養、娯楽、福利、厚生等の諸活動を助長し、生活福祉の向上に資する施設であるが、近年の夏場の猛暑下における施設利用者の体調管理や熱中症予防に対応するために空調機器を設置し、良好な環境づくりと福祉の向上・増進を図る。	市民福祉課	80～81
	●国民健康保険事業特別会計繰出金 ・保険基盤安定負担金（保険税軽減分）126,807千円 ・保険基盤安定負担金（保険者支援分）67,739千円 ・職員給与費分 6,669千円 ・事務費分 10,689千円 ・出産育児一時金分 8,400千円 ・財政安定化支援事業分 58,479千円	3	2	国民健康保険法第72条3	市町村は、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して、政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険特別会計へ繰り出しを行う。	保険課	82～83
	湯本診療所の診療業務の運営委託費に係る一般会計からの繰出金。	3	2	吉崎市国民健康保険直営診療所条例	国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の歳入となる診療収入等が年々減少傾向にあり、今後も更に減少する見込みである。このために診療所における診療業務委託料(通常の施設維持管理費を含む)に充てるために一般会計からの繰出金を計上する。	保険課	82～83
	●介護福祉士養成校関係助成金 ・修学支援金 200千円×16名=3,200千円 ・家賃補助 20千円×12月×1名=240千円 ・帰省費用補助 20千円×1名=20千円 ・吉崎市介護福祉士就学資金貸付 800千円×2名=1,600千円 ・留学生生活費補助 9,120千円 H31入学生40千円×9名×12月+R2入学生40千円×10名×12月 ●介護福祉士養成校卒業生関係助成金 ・家賃補助（卒業生対象）240千円×1名=240千円	3	4	私立学校振興助成法	平成27年度国政調査では、65歳以上人口は9,615人で高齢化率は35.5%である。また、市内の介護人材は充足しているとは言えず、介護職員の高齢化も進み、若い世代の入職が少ない。このような状況の中、平成29年4月より介護福祉士養成校が開校し、超高齢化社会で必要とされる人材育成機関が設置されたため、市としても支援し介護人材確保に努める。	保険課	84～85

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
3 民生費	1 社会福祉費	5 介護保険事業費	地域包括ケア人材確保支援事業	2,200				2,200	0
			介護保険事業特別会計繰出金	563,736	27,331	13,665			522,740
			介護サービス事業勘定特別会計繰出金	12,924					12,924
	7 後期高齢者医療費	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	139,436		92,522			46,914	
2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	少子化対策事業		1,310		654			656

【**【** 各岐市総合計画における基本目標 **】**】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 各岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<p>●奨学金返還補助金 市内事業所（医療機関、介護事業所等）に就職した奨学金の貸与を受け修学した者に対し、申請年度内に返還した奨学金の額（上限20万円）を助成する。（助成期間：3年間） 200千円×5名＝1,000千円</p> <p>●家賃等補助金 市内事業所（医療機関、介護事業所等）に就職した者に対し、申請年度内に支払った家賃等（共益費、駐車場使用料含む）から他の補助制度及び住宅手当等を差し引いた額の2分の1の額（上限月額2万円）を助成する。（助成期間：2年間） 20千円×12月×5名＝1,200千円</p>	3	4	第7期介護 保険事業計 画	地域包括ケアの推進に必要な医療及び福祉に係る人材の確保及び移住・定住促進施策の一環として、各岐市内に居住しかつ、各岐市内の事業所（医療機関、介護事業所等）に就職された方が返還する奨学金及び家賃等の一部を補助する。 ※対象資格 看護師、助産師、保健師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、薬剤師	保険 課	84～ 85
	<p>●介護保険事業特別会計繰出金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付費（介護事業） 419,119千円 ・給付費（介護予防事業） 28,805千円 ・給付費（包括・任意事業） 15,635千円 ・事務費（介護事業） 44,314千円 ・事務費（保険料軽減） 54,663千円 ・事務費（介護予防・包括） 1,200千円 	3	4	介護保険法 第124条	介護給付費に対する市の負担分、事務費相当分、保険料軽減分を一般会計より介護保険事業特別会計へ繰り出しを行う。	保険 課	84～ 85
	<p>●介護サービス事業勘定特別会計繰出金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務費（包括事業給付費対象外人件費） 12,924千円 	3	4	地域支援事 業交付金交 付要綱	介護保険事業特別会計の地域支援事業交付金は、ケアマネジメント収入分を交付金から控除することとなっているため、減額分を介護サービス事業勘定特別会計から介護保険事業特別会計へ繰り出しを行っており、不足する分について一般会計より介護サービス事業勘定特別会計へ繰り出しを行う。	保険 課	84～ 85
	<p>●後期高齢者医療事業特別会計繰出金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務費負担金（共通経費分）繰出金 13,136千円 ・保険基盤安定繰出金（県負担分） 92,522千円 ・保険基盤安定繰出金（市負担分） 30,842千円 ・一般会計事務費繰出金 2,936千円 	3	2	高確法第99 条ほか	長崎県後期高齢者医療広域連合の円滑な運営及び被保険者の保険料負担の緩和のため。	保険 課	88～ 89
	<p>中学3年生を対象に結婚、妊娠・出産についてライフサイクルセミナーを実施。 また、高校生を対象に赤ちゃんふれあい体験事業を実施し、将来について、考えるきっかけづくりを行う。</p>	2	1	地域少子化 対策重点推 進交付金交 付要綱	中学生から高校生まで一貫したライフプランニング・キャリア形成事業 （少子化が進む昨今、子どもを生み育てることのできる若い世代を対象に、定住促進と少子化の改善を目的とした事業を実施する。）	こども家 庭課	90～ 91

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	子育て支援拠点事業	9,647	3,215	3,215			3,217
			放課後児童健全育成事業	52,223	17,407	17,407			17,409
			病児保育事業	9,591	3,180	3,180			3,231
			乳幼児・母子・寡婦福祉医療費	36,000		18,000	16,200		1,800
		2 児童措置費	子どものための教育・保育事業	108,865	50,890	25,445		7,083	25,447

【**吉岐市総合計画における基本目標**】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる

4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 吉岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	子育て親子の交流の場や子育て相談援助を行う。 ●常設の親子のつどいの場を吉岐こどもセンターへ設置(週5日、5時間以上/日) ●かざはやを利用し社協に委託(週5日、5時間以上/日)	2	1	吉岐市地域子育て支援拠点事業実施要綱	市民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与することを目的とする。	こども家庭課	90～91
	●放課後児童クラブ育成支援委託 ・あそぼうね ・はなまる教室 ・なかよし児童クラブ ・郷ノ浦すまいるクラブ ・芦辺すまいるクラブ ・石田すまいるクラブ	2	1	吉岐市放課後児童健全育成クラブ事業実施要綱	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	こども家庭課	90～91
	病気のかかり始めから病気回復中の軽症な児童について、江田小児科内科医院で一時的に預かり保育を行なうことを委託。	2	1	吉岐市病児・病後児保育事業実施要綱	生後4か月から小学校3年生までの児童で、風邪や発熱などの病気により保育所などに通所できず、家庭で育児ができない場合一時的に預かる。	こども家庭課	90～91
	●福祉医療費現物給付(一部償還払い)	2	1	吉岐市福祉医療費の支給に関する条例	乳幼児、ひとり親家庭の児童及び親、寡婦等に対し、医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。	こども家庭課	92～93
	子ども・子育て支援法による市内認可私立保育所委託。(吉岐保育園)	2	1	子ども・子育て支援法	市内私立認可保育所への公定価格による保育所運営委託費。	こども家庭課	92～93

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
3 民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	小規模保育施設公定価格負担金	176,226	88,112	44,056			44,058
					子どものための教育・保育給付費負担金	子どものための教育・保育給付費負担金			
		4 保育所費	保育所費（武生水保育所）（設計／監理／工事）	29,993			28,400		1,593
							過疎債		
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	子育て世代包括支援センター設置事業	3,666	1,474	1,787			405
						子ども子育て支援交付金	地域子ども・子育て支援事業費補助金 1,474 ・ 母子保健衛生費国庫補助金 313		
			ガン検診事業	52,708	32			52,600	76
							ふるさと応援基金		
			母子保健検診	22,182				21,300	882
								ふるさと応援基金	

【吉崎市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 吉岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	子ども・子育て支援法による市内小規模 保育施設補助 ・あまごころ保育園 ・こどもの家 ・めぐみ保育園 ・めぐみ心の保育園	2	1	子ども・子 育て支援法	市内私立認可保育所への公定価格による保育所運 営委託費	こども家 庭課	92～ 93
新規	●武生水保育所屋根改修事業（設計、監 理、工事） ●武生水保育所空調改修事業（設計、監 理、工事）	2	1	子ども・子 育て支援法	●平成14年度に設立されたが、屋根の経年劣化と 老朽化により修理を要する。 ●建設当初、設置した空調機の不具合により改修 を要する。	こども家 庭課	96～ 97
新規	●子育て世代包括支援センター設置事業 全ての妊娠期から子育て期に関わる市 民に、妊娠・出産・育児に関する各種相 談、助言や支援、保健指導、利用可能な サービスの情報提供を行い、関係機関と 連携し、安心して健康な生活ができるよ う包括的な支援を行う。	2	1	—	妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・ 子育てに関する各種の相談と、必要に応じ支援プ ランの策定を行う。また関係機関と連絡調整を行 い、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関 する包括的かつ一体的な切れ目ない支援を提供す るため、子育て世代包括支援センターを設置す る。	健康 増進 課	102～ 105
	●ガン検診 ・胃がん検診 ・肺がん検診 ・大腸がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・読影委員会	3	2	がん対策基 本法	がん検診を実施することで、がんやその他の疾病 を早期発見し、早期治療につなげ、市民の健康増 進を図る。なお、がん検診のじっしについては、 吉岐医師会並びに県内検診専門機関に委託しじっ しする。	健康 増進 課	102～ 103
	●母子保健検診 ・乳幼児健診（集団分・医師） ・幼児歯科検診（集団分・歯科医師） ・幼児歯科検診（集団分・歯科衛生士） ・妊婦口腔チェック（歯科医院） ・産婦健診 ・妊婦一般健診 ・乳児一般健診 ・精密検査 ・新生児聴覚検査	2	1	妊娠・出産 包括支援事 業「健やか 親子21」	産後うつ予防や新生児の虐待予防等を図る観点か ら、産後2週間健診など出産後間もない時期の産 婦に対する健康診査の重要性が指摘されている。 このため、産婦健康診査の費用を助成することに より、産後の初期段階における母子に対する支援 を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目な い支援体制を整備するため。	健康 増進 課	104～ 105

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	特定不妊治療費助成金	3,200				3,200	0
			水道事業会計負担金	359,557					359,557
	2 予防費	予防接種（任意接種分）		8,450			7,200		1,250
	3 環境衛生費	海岸漂着物地域対策推進事業		62,432		56,077			6,355
			火葬場管理費（施設管理業務）	16,000					16,000

【**【** 梶崎市総合計画における基本目標 **】**】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 梶岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	医療保険が適用されない特定不妊治療への上乗せ助成を行う。 ●対象 ①体外受精・顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みのない法律上婚姻をしている夫婦で、妻の年齢が43歳未満 ②夫婦合算の前年の所得額が730万円未満 ●助成金額 特定不妊治療費（医療機関の発行する不妊治療費助成事業受診等証明書の領収金額）の総額から県の助成金額を差し引いた額で、1回10万円を限度とする。 @100,000円×4回×8人	2	1	—	女性の社会進出が進む中、晩婚化・晩産化となり夫婦が望むタイミングでの妊娠・出産が難しい現状がある。また、保険診療で認められていない特定不妊治療への経済的支援の要望が社会的にも高まっている。	健康増進課	104～105
	●水道事業会計繰出金 ・児童手当 ・消火栓設置経費 ・上水道の企業債元利償還金 ・旧簡易水道の企業債元利償還金 ・建設改良費（水道施設移転補償工事を除く） ・水道施設移転補償工事費のうち消費税相当額 上記等に係る一般会計からの繰出金	4	1	地方公営企業法及び地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知）	安全で良質な水を安定して供給するため、また水道事業の経営安定化を図るため一般会計より繰出を行う。	上下水道課	104～105
	予防接種（任意接種分） ●児童・乳幼児インフルエンザワクチン ・2,000円×4,000人 ●高齢者肺炎球菌ワクチン（任意分） ・3,000円×150人	2 3	1 2	—	予防接種法に基づかない任意接種について、感染症の蔓延や疾病の重症化抑制を目的に、接種費用の一部助成を実施する。	健康増進課	104～105
	海岸漂着ごみ回収・運搬・処分業務委託及び啓発事業を行う。	4	1	海岸漂着物処理推進法	海岸の良好な景観及び多様な生態系を保全するため、漂着物の回収処理を実施し、海岸環境の保全を図る。	環境衛生課	106～107
新規	●施設管理運営業務	4	1	梶崎市立梶岐斎場条例	新施設稼働に伴い、運営形態の見直しを図り、これまでの個人委託から公募型プロポーザルで決定された火葬炉設置業者に管理運営業務を委託する。 緊急時の対応や3名体制（通常2名勤務）により、厳粛なる対応と確実に安定した管理運営を目指します。	環境衛生課	106～107

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国費	県費	地方債 その他		
4 衛生費	1 保健衛生費	3 環境衛生費	火葬場管理費（工事）	123,403			117,200		6,203
						過疎債			
		4 病院費	長崎県病院企業団負担金	463,468					463,468
			地域医療維持協力大学寄附金／香 岐市医療・健康開発事業寄付金	21,000					21,000
	2 清掃費	1 清掃総務費	リサイクル報償金	9,474				9,400	74
							地域振興基金		
		2 塵芥処理費	一般廃棄物処理業務	241,441					241,441

【吉崎市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 吉岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	<ul style="list-style-type: none"> ●吉岐葬斎場外構工事 ●旧葬斎場解体工事 <ul style="list-style-type: none"> ・葬斎場解体工事 ・火葬炉解体工事 ・管理住宅解体工事 	4	1	吉崎市立吉岐葬斎場条例	新施設稼働により、旧葬斎場の解体工事及び外構工事（歩廊・駐車場整備・植栽等の周辺環境整備）を行う。（令和3年度に進入道路改良工事予定）	環境衛生課	106～107
	<ul style="list-style-type: none"> ●長崎県病院企業団構成団体負担金 長崎県病院企業団負担要綱等に基づく負担金。 	3	2	—	地域医療の確保に伴い、吉岐病院を吉岐島の中核病院として運営するための経費の一部を負担する。	保険課	106～107
	<ul style="list-style-type: none"> 長崎県吉岐病院における医師確保のため、関係大学に寄付を行う。 ●地域医療維持協力大学寄附金 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡大学、九州大学、久留米大学（7医局/3大学） ●吉岐市医療・健康開発事業寄付金 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡大学、市医師会、吉岐市、吉岐病院の連携事業（2研究/1大学） 	3	2	—	地域医療の確保に伴い、吉岐病院を吉岐島の中核病院として運営するため、大学等からの派遣による医師の確保を図る。	保険課	108～109
	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル報奨金 <ul style="list-style-type: none"> ・公民館割 100世帯以上 10,000円 50～99世帯 8,000円 49世帯以下 6,000円 世帯割 800円 	4	1	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・リサイクル報奨金交付要綱 	自治会へ報奨金を交付し、資源ごみを分別し回収することによるごみの減量化及びリサイクルに対する意識の向上を図る。	環境衛生課	108～109
	<ul style="list-style-type: none"> ●吉岐市クリーンセンター他4廃棄物処理施設運転管理及び廃棄物収集業務 	4	1	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・容器包装リサイクル法 	一般廃棄物処理施設及び廃棄物処理施設の運転管理及び廃棄物収集について、業務委託し、適正な廃棄物の処理を実施する。	環境衛生課	110～111

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源	
					特 定 財 源					
					国費	県費	地方債	その他		
4 衛生費	2 清掃費	2 塵芥処理費	古紙類等資源化処理	43,162					43,162	
			クリーンセンター費（工事）	67,000				67,000	0	
		3 し尿処理費	勝本自給肥料供給センター費（委託料／監理／工事）	15,219						15,219
			汚泥再生処理センター費（工事）	40,000				40,000	0	
			4 合併処理浄化槽設置整備費	合併処理浄化槽設置整備事業	73,300	27,422	16,453			29,425
						合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金			

【吉岐市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 吉岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	●古紙類等資源化処理委託（県リサイクル）	4	1	容器包装リサイクル法	容器包装リサイクル法に基づき、新聞紙・ダンボール・雑誌等の収集処理を委託し、資源リサイクルを推進する。	環境衛生課	110～111
	クリーンセンターの年次的な補修工事。 ●維持補修工事 ・ごみクレーン補修 ・1号炉乾燥段差仕切壁耐火物補修 ・1号炉再燃焼室入口耐火物補修 ・2号炉乾燥段差仕切壁耐火物補修 ・2号炉燃焼天井輻射先端耐火物補修 ・2号炉再燃焼室入口耐火物補修 ・灰出設備補修 ・公害監視装置点検整備 ・空気圧縮機点検整備（中間整備） ・中央操作盤DCS制御装置更新 ・部品納入 ・マテリアルリサイクル推進設備補修	4	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	吉岐市クリーンセンターの施設設備の機能維持を図るため、年次保守点検の結果を踏まえ、耐用年数によるもの、機器損傷具合等による必要箇所等の補修工事を実施する。	環境衛生課	112～113
新規	●勝本自給肥料供給センター施設受入槽改修事業（汚泥収集運搬処分業務、監視、工事） ・1槽ある焼酎粕専用の受入槽の内部塗装が経年劣化により、剥がれ崩落したため必要な改修工事を行う。	4	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	液肥の原材料として焼酎粕及び洗米水を受け入れ、適切に処理するとともに、液肥を製造し、農地に還元することにより循環型社会の推進を図る。	環境衛生課	112～113
	汚泥再生処理センターの年次的な補修工事。 ●維持補修工事 ・電気浸透脱水機修繕 ・前脱水機修繕 ・散気ファン修繕 ・中継移送ポンプ修繕 ・電動シャッター修繕 ・造粒機修繕 ・ポンプ修繕	4	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	吉岐市汚泥再生処理センターの機能維持を図るため実施。収集されたし尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥を適切に処理するとともに、発酵させた汚泥により堆肥を製造し、農地に還元することにより循環型社会の推進を図る。	環境衛生課	112～113
	●合併処理浄化槽設置整備事業 ・5人槽 30基 ・6～7人槽 50基 ・8～10人槽 5基 ・11～20人槽 15基 ・21～30人槽 5基	4	1	吉岐市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 循環型社会形成推進交付金要綱・要領	公共下水道、漁業集落排水整備事業の集合処理区域外の方に対し、尿尿や生活雑排水等の適正な処理を行うため、合併処理浄化槽設置工事費の一部を助成し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図る。	上下水道課	114～115

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	出会いの村管理費	28,830					28,830
			猿岩物産館管理費	2,900					2,900
			風民の郷管理費	2,800					2,800
			有害鳥獣被害防止対策事業	27,908					27,908
			認定農業者協議会活動支援事業	2,950					2,950

【吉崎市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 吉岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	●吉岐出合いの村指定管理料 ・指定管理者：吉岐出合いの村振興会 ・指定期間：R2.4.1～R5.3.31	3	1	吉岐出合い の村条例	吉岐の豊かな自然を生かし、生産性の高い農業の確立と活力ある地域づくりを目指し、都市住民等が直接農村での生産と生活を体験学習し、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、都市との交流及び農村の活性化を図るため、吉岐出合いの村を設置する。	農林課	118～ 119
	●吉崎市猿岩物産館指定管理料 ・指定管理者：吉岐出合いの村振興会 ・指定期間：R2.4.1～R5.3.31	3	1	吉崎市猿岩 物産館条例	農水産物等の展示及び販売を行い、もって市の活性化に資するため、吉崎市猿岩物産館を設置する。	農林課	118～ 119
	●吉岐風民の郷指定管理料 ・指定管理者：吉岐風民の郷振興会 ・指定期間：R2.4.1～R3.3.31	3	1	吉岐風民の 郷条例	市民の福祉増進、新しい町づくりの推進及び都市と農村の交流を深めることを目的に吉岐風民の郷を設置する。	農林課	118～ 119
	シカ・イノシシ・カラス・タイワンリス 捕獲委託等経費	1	1	鳥獣の保護 及び狩猟の 適正化に関 する法律並 びに指定外 来種等によ る生態系等 に係る被害 の防止に関 する条例	有害鳥獣から吉岐市内の生態系や農林水産業に係る被害を防止する対策として、有害鳥獣の駆除を実施する。	農林課	118～ 119
	認定農業者協議会活動運営経費に対する 補助金 ・認定農業者 340人	1	1	吉崎市農業 振興対策事 業実施要領	農業経営基盤強化促進法に基づき担い手（認定農業者）の育成・確保を図り本市農業の振興を図る。	農林課	118～ 119

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	経営所得安定対策推進事業	11,374	11,373				1
					経営所得安定対策推進事業補助金				
			機構集積協力金交付事業	18,300		18,300			0
				農地集積・集約化対策事業補助金					
		農業次世代人材投資事業	12,000		12,000			0	
		農業次世代人材投資事業補助金							
		4 畜産業費	和牛共進会費	5,573					5,573
			情報発信事業	5,522	2,761				2,761
					離島活性化交付金				

【**彦岐市総合計画における基本目標**】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 彦岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	彦岐地域農業再生協議会へ経営所得安定対策の推進事業費補助金として交付する。 ■補助率 国：100%	1	1	経営所得安定対策等推進事業実施要綱	経営所得安定対策により、農業経営の安定及び国内生産力の確保による食料自給率の向上と農業の多角的機能を維持、また地域農業の振興を図る。尚、推進等は彦岐地域農業再生協議会で実施している。	農林課	118～119
	●機構集積協力金交付事業 担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構を通じて契約できた地域、当該農地の耕作者及び農地を貸し付けることにより経営転換・リタイヤした農業者に対して協力金を交付する。 ・地域集積協力金 16,800千円 (60ha) ・経営転換協力金 1,500千円 (10ha) ■補助率 国：100%	1	1	農地中間管理事業の推進に関する法律	農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、新規就農者の促進等による農用地利用の効率化及び高度化の促進を図ると共に、生産性の向上を目的とする事業である。	農林課	118～119
	経営開始型の農業次世代人材投資事業交付金 ●経営開始型 1,500千円×6名 ・H27年度開始 2名 ・H28年度開始 1名 ・H30年度開始 1名 ・H31新規予定者2名 ■補助率 国：100%	1	1	農業人材力強化総合支援事業実施要綱	農業従事者の高齢化が急速に進展し、担い手の確保が難しい状況下では、これまでの新規学卒者に加えて、U・Iターン者等の就農促進を強化する必要がある。しかし、新規就農するにあたっては、技術習得や経営開始後の所得確保等が課題となっている。このため、就農意欲の喚起と就農後の定着を支援し、就農者の確保を図る。	農林課	118～119
	●和牛共進会費 R4年度開催予定の鹿児島全共に向け、その2年前に開催される県共進会 (R2.10.29：雲仙市) への参加経費を支援するとともに、出品候補牛の選考会及び市代表選考会の開催を補助する。	1	1	彦岐市農業振興対策事業実施要綱	全共での好成績は、その後のブランド力の向上に直結するものである。ブランド力向上により、子牛・肥育牛の高値となり、農家の所得向上と生産意欲の維持・向上につながるため、全共へ続く各大会への参加をバックアップしていく必要がある。	農林課	120～123
	福岡圏域を主にラジオ番組及びテレビコーナーによる年間を通じたPR・発信を展開し、さらなるブランド化の推進による消費・流通の拡大を図る。 ●『彦岐牛』ブランドPR・発信事業 (R1～R3)	1	1	離島活性化交付金事業実施要綱 (国要綱)	彦岐市においては、肉用牛が農業の最基幹品目となっており、『彦岐牛』として地域団体商標登録がなされブランド化が推進されている。生産者 (繁殖牛及び肥育牛の飼育農家) においても熱い情熱と深い愛情をかけて牛を育てており、黒毛和牛の産地活性化に努めている。一方、名だたる他の黒毛和牛に比べ、なかなか知名度が向上せず、さらなるPR・発信を望む生産者からの声が多い。	農林課	122～123

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国費	県費	地方債 その他		
5 農林水産業費	1 農業費	4 畜産業費	第2堆肥センター管理費（監理／工事）	33,715			32,000		1,715
			家畜導入事業	24,900		14,900	9,000		1,000
			地域肉用牛振興対策事業	17,500			15,700		1,800
			畜産競争力強化対策整備事業	30,972		28,830			2,142
	5 農地費		多面的機能支払交付金	142,276		104,834			37,442

【吉崎市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 吉岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	<p>●堆肥発酵処理施設建設事業 (実施設計、工事) A=240㎡</p> <p>収集した堆肥を発酵させるために、切り返しが可能な堆肥舎を整備する。</p>	1	1	吉崎市農業振興対策事業実施要領	農家から収集した堆肥の一時仮置施設がないことにより、生産ライン上での保管を余儀なくされている。農家が必要とする時に収集ができないことがあるなど、畜産農家の経営に支障をきたしている。本整備により、製品の製造ラインの作業効率を向上させ、堆肥製品のさらなる流通を図るとともに、畜産農家の経営改善を促進する。	農林課	122～123
	<p>●長崎県家畜導入事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般 19,500千円 (維持) 90頭×(県50千円+市50千円) (増頭) 70頭×(県100千円+市50千円) ・金太郎3等 5,400千円 (維持) 20頭×(県60千円+市50千円) (増頭) 20頭×(県110千円+市50千円) 	1	1	長崎県家畜導入事業実施要綱	肉用牛の維持・増頭対策事業として、導入にかかる費用の助成を行い、経営規模の維持・拡大に資することを目的とする。	農林課	122～123
	<p>●吉岐牛維持確保緊急対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜市場購入 30千円×550頭=16,500千円 ・自家産子牛 10千円×100頭=1,000千円 	1	1	吉崎市農業振興対策事業実施要領	全国的な繁殖雌牛の減少により子牛(肥育素牛)の価格が高騰しており肥育経営を圧迫している。このままでは肥育農家の経営基盤が弱体化し、地域団体商標登録である「吉岐牛」の出荷が減少の一途をたどることとなるため、肥育農家の吉岐家畜市場での購入子牛及び自家産子牛の肥育素牛導入経費に対して助成する。また、受精卵移植を推進するため、専用機械器具の更新に対して助成する。	農林課	122～123
	<p>●長崎県畜産クラスター構築事業 肉用牛飼養管理施設、機械の整備と新規就農者等の家畜導入にかかる経費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖牛舎1棟・堆肥舎1棟・付帯施設 42,878千円×(国50%+県5%+市5%)=25,722千円 ・繁殖雌牛導入 30頭×175千円=5,250千円 	1	1	畜産競争力強化対策緊急整備事業実施要綱	地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、国際競争力強化のため、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標の達成のための取組について、中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等を整備する取組を支援することにより、地域の畜産の収益性向上を図る。	農林課	122～123
	<p>多面的機能支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農地維持支払交付金(組織) 田1,486.11ha・畑283.03ha ●資源向上支払交付金(共同活動)(組織) 田1,486.11ha・畑283.03ha ●資源向上支払交付金(長寿命化)(組織) 田1,195.44ha・畑268.45ha <p>■負担割合 国：1/2、県：1/4、市：1/4</p>	3	1	多面的機能支払交付金実施要綱	農村地域の高齢化・人口減少により、多面的機能の低下、また水路・農道等の維持管理に対する担い手の負担増大による規模拡大の阻害が懸念される状況にあるため、多面的機能の維持・発揮及び水路・農道等の軽微な補修や景観形成等による農村環境の良好な保全、施設の長寿命化に取り組む組織に交付金を交付し、農村地域の有する多面的機能の維持・保全や施設の適正管理や長寿命化を図る。 (期間) H29～R3(3期対策：5年間)	農林課	124～125

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	5 農地費	中山間地域等直接支払交付金	196,240		147,100			49,140
			環境保全型農業直接支払交付金	21,976		16,724			5,252
			農村地域防災減災事業	16,000		16,000			0
			県営事業費	46,936		4,532		2,520	39,884
			土地改良区及び圃場整備組合経常補助金	51,050					51,050

【吉岐市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 吉岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<p>中山間地域等直接支払交付金（組織・1,515.09ha）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●10割単価 <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜 510.1ha ・緩傾斜 305.6ha ・平地 408.3ha ●8割単価 <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜 118.2ha ・緩傾斜 152.6ha ・平地 20.3ha ●超急傾斜農地保安全管理加算 7.7ha ■負担割合 国：1/2、県：1/4、市：1/4 	3	1	中山間地域等直接支払交付金実施要領	中山間地域が有する保健休養・自然ダム・景観等の多面的機能が過疎化・高齢化等の要因により、低下しているため、耕作放棄防止と農業用施設の適正管理等に取り組む集落へ交付金を交付し、中山間地域の有する多面的機能の維持・保全を図る。 (期間) H27～R1 (4期対策：5年間)	農林課	124～125
	<p>環境保全型農業直接支援交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●IPM（総合的病害虫・雑草管理）の取組 266.47ha ●有機農業の取組 3.2ha ■負担割合 国：1/2、県：1/4、市：1/4 	3	1	環境保全型農業直接支援交付金実施要綱	環境保全に効果の高い営農活動によって、地球温暖化防止・生物多様性保全に取り組む農業者等へ交付金を交付する。	農林課	124～127
新規	<p>●農村地域防災減災事業（調査計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池ハザードマップ作成（3箇所） ・ため池浸水想定区域図作成（36箇所） 	1	1	農村地域防災減災事業	平成30年7月豪雨により、全国各地で多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生したことにより、令和元年7月1日に「農業用ため池の管理および保全に関する法律」が施行された。吉岐市においても防災重点ため池に指定を予定している36箇所のため池について、ため池決壊時の浸水想定区域図の作成を行い、さらにため池7か所の点検調査を行う。 また、ため池直下に公共施設等が存在する3つのため池について避難経路図（ハザードマップ）の作成を行う。	農林課	124～125
	<p>農業の生産性の向上、農業構造の改善に資することを目的に、県が実施する圃場整備事業等に伴う市等負担金。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県営圃場整備木田地区換地業務委託料 ●県営圃場整備事業負担金 <ul style="list-style-type: none"> ・県営農地中間管理機構関連農地整備事業（木田地区） <ul style="list-style-type: none"> 詳細設計・換地業務【市10%】 ●県営老朽ため池整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・郷ノ浦地区防災減災事業（堤体改修）【市7%+地元2%】 ・芦辺地区防災減災事業（堤体改修）【市7%+地元2%】 ・吉岐地区防災減災事業（設計他）【市7%+地元2%】 ●農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）負担金 <ul style="list-style-type: none"> ・芦辺（梅ノ木ダム）【市20%】 ・郷ノ浦（当田ダム）【市20%】 	1	1	農業経営対策事業費補助金等交付要綱等	農用地の改良・開発・保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するため、農業生産基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業構造の改善に資することを目的とする。	農林課	124～125
	<p>●土地改良区等経常経費運営補助金（管内土地改良区等11団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉岐市畑総土地改良区 ・芦辺土地改良区 ・郷ノ浦東部土地改良区 ・吉岐土地改良区 ・刈田院土地改良区 ・芦辺北部土地改良区 ・吉岐北部土地改良区 ・勝本土地改良区 ・勝本西部土地改良区 ・大清水土地改良区 ・木田地区圃場整備組合 	1	1	吉岐市補助金等交付規則	島内農業生産の骨格となる土地改良区組織等の円滑な運営のため運営費用及び維持改修費用を助成し、恒久的な農業生産体制の維持及び営農基盤の安定に資することを目的とする。	農林課	124～125

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	5 農地費	農業水利施設ストックマネジメント事業	27,000		21,000			6,000
						農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金			
	2 林業費	2 林業振興費	森林病虫害防除事業	9,056		4,566			4,490
						森林病虫害等防除事業費補助金			
			保全松林緊急保護事業	22,581		7,923			14,658
								造林事業費補助金	
3 水産業費	2 水産業振興費	離島漁業再生支援交付金事業	276,284		222,219			54,065	
					離島漁業再生支援交付金				
		漁場監視活動事業	13,100			11,700		1,400	
							過疎債ソフト		

【吉岐市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 吉岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	<p>●農業水利施設ストックマネジメント事業</p> <p>団体営（土地改良区）が事業主体の農水パイプライン改修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷ノ浦地区【国55%+県15%+市20%】 ・芦辺地区【国55%+県15%+市20%】 	1	1	長崎県地域農業水利施設ストックマネジメント事業実施要綱	<p>畑地帯総合整備事業により、当田ダム(郷ノ浦町)、梅ノ木ダム(芦辺町)を水源として、畑地かんがい施設として農水パイプラインを整備しているが、供用開始後30年以上が経過し、老朽化による漏水事故が多発し維持管理費は増加の一途をたどっている。</p> <p>R1年度より、個別施設の計画を策定し、年次ごとに施設の長寿命化計画に基づく更新工事を行う。</p> <p>事業の実施主体は郷ノ浦町地区は郷ノ浦東部土地改良区、芦辺地区は芦辺土地改良区である。</p>	農林課	126～127
	<ul style="list-style-type: none"> ●松くい虫航空防除 29ha ●松くい虫地上散布 26ha ●薬剤樹幹注入 300本 	3	1	森林病虫害等防除法	<p>松くい虫被害防止のため、空中散布・地上散布・樹幹注入による予防を実施する。</p>	農林課	126～127
	<ul style="list-style-type: none"> ●特別伐倒駆除（焼却） 250㎡ ●伐倒駆除（乳剤） 100㎡ ●伐倒駆除（くん蒸） 50㎡ ●特別伐倒駆除（焼却） 200㎡ 	3	1	長崎県造林事業補助金実施要綱	<p>松くい虫被害地における被害木の処理及び松林の整備を図る。（松くい虫被害木の伐倒駆除を実施）</p>	農林課	126～127
	<ul style="list-style-type: none"> ●離島漁業再生支援交付金（基本交付金） 10集落 ●特定有人国境離島漁村支援交付金 ・雇用を創出するための取組 22件 	1	2	水産関係地方公共団体交付金要綱	<p>集落協定に基づく、漁場の生産力の向上に関する取組や漁業の再生に関する実践的な取組などの活動を支援する。</p> <p>雇用機会の拡充を図るため、新規又は事業拡大を行う者を集落が支援する場合の経費を支援する。</p>	水産課	130～133
	<ul style="list-style-type: none"> ●漁場監視活動事業補助金 ・密漁、違反船等の取り締まりを強化する目的の漁場監視活動経費（人件費・燃料費・保険料・修繕料等）に対して、その経費の1/3以内を補助する。（郷ノ浦町漁協、勝本町漁協、箱崎漁協、吉岐東部漁協） 	1	2	水産業振興奨励事業補助金交付要綱	<p>漁業秩序の回復と水産資源の維持管理を図り、漁業生産の向上を図る。</p>	水産課	130～131

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	3 水産業費	2 水産業振興費	漁業就業者確保育成総合対策事業 (認定漁業者事業)	12,000				12,000	0
			漁業用燃油対策事業	65,665			59,000		6,665
			新水産業経営力強化事業	14,550		10,100			4,450
			磯根資源回復促進事業	8,250					8,250
	4 漁港漁場整備費	漁港海岸事業(委託料)	22,028	11,000				11,028	

【**彦岐市総合計画における基本目標**】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 彦岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<p>●認定漁業者事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定業者の機器導入等に対する助成。 (機器導入 1/2以内 350千円上限、機 関換装 1/10以内 500千円上限) ・機器導入 350千円×20名 ・機関換装 500千円×10名 	1	2	水産業振興 奨励事業補 助金交付要 綱	一定水準以上の優良な漁業者を認定し地域のリー ダーとして漁業担い手の育成を図る。	水産 課	130～ 131
	<p>●漁業用燃油対策事業補助金</p> <p>漁業用燃油に対して、1リットルあたり10 円の補助を実施する。</p>	1	2	漁業用燃油 対策事業補 助金交付要 綱	漁業を営むにあたって最も経費を圧迫するもの の一つが燃油代であり、燃油価格が高騰すると出漁 すればするほど赤字になるため、出漁を控えてし まう傾向が出てくる。 燃油代を補助する事により漁業者の出漁控えを緩和 し、積極的な漁業活動を促すことで水揚げの増加 を図る。	水産 課	132～ 133
	<p>●新水産業経営力強化事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器整備 7件 (県1/2+市1/6) 2件 (県1/3+市1/6) 5件 	1	2	新水産業経 営力強化事 業実施要綱	「水産業経営支援事業」を活用して経営改善計画 を策定した漁業者、漁業法人、2者以上の漁業者 グループが経営改善計画達成に必要な機器等の整 備を行い、経営を見直し所得向上を図る。	水産 課	132～ 133
	<p>●イスズミ等捕獲補助</p> <p>①定置網等へ入網したイスズミ 150円/ 尾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10,000尾×150円/尾=1,500千円 <p>②駆除を目的として捕獲したイスズミ 200円/尾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10,000尾×200円/尾=2,000千円 <p>③加工場への出荷経費(輸送費) 50円/ 尾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5,000尾×50円/尾=250千円 <p>●海藻の増養殖対策 ※新規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6箇所×1,500千円×1/2=4,500千円 	1	2	磯根資源回 復促進事業 補助金交付 要綱	磯焼けは、気象状況の異変、植食性動物の食害、 人間活動など変動する様々な要因が複雑に影響し て引き起こされている。本事業により本市の磯焼 けの大きな要因である植食性魚類(イスズミ)の 駆除を行うことで藻場を回復させるとともに、仕 切り網等により藻場造成に取り組む集落や海藻類 の増養殖に係るイスズミ食害対策を行う漁業者に 対して支援を行うことにより、更なる藻場の早期 回復を図るとともに彦岐産海藻類の増産に繋げ、 漁業者の所得向上を図る。	水産 課	132～ 133
新規	<p>●漁港海岸他長寿命化計画作成業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大久保漁港海岸 ・渡良漁港海岸 ・母ヶ浦漁港海岸 ・湯ノ本漁港海岸 ・箱崎前浦漁港海岸 ・八幡浦漁港海岸 ・山崎漁港海岸 	1	2	海岸法	市内全ての漁港海岸(施設)において、老朽化度 等の調査を行い長寿命化計画を策定し、効率的な 漁港海岸施設の維持管理を実施する。	水産 課	134～ 135

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	3 水産業費	4 漁港漁場整備費	漁村再生整備事業（調査／工事）	117,000		80,500	34,600		1,900
						漁村再生交付金	過疎債		
			水産物供給基盤機能保全事業（調査／調査設計／工事）	179,000		116,240	59,600		3,160
						水産基盤整備事業補助金	過疎債		
		5 漁業集落環境整備費	下水道事業特別会計繰出金（漁業集落）	83,296					83,296
6 商工費	1 商工費	2 商工振興費	しま共通地域通貨発行事業	27,437			27,400		37
						過疎債ソフト			
			観光・物産プロモーション事業	7,000	3,500				3,500
						離島活性化交付金			

【彦岐市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 彦岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<p>●漁港施設整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡良漁港 小崎地区用地舗装 A=1,105㎡ ・八幡浦漁港 物揚場（改良）浮棧橋 L=30m 護岸（改良）防風柵 L=109m 防波堤（改良）防風柵 L=50m ・付帯工事（単独）1式 	1	2	漁港漁場整備法	市営漁港の防波堤および岸壁等の施設を改良（防風柵、浮棧橋、用地舗装）することにより、就労環境の改善を図るとともに漁労作業の安全を確保する。	水産課	134～135
	<p>●水産物供給基盤機能保全事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡良漁港 小崎地区臨港道路補修 L=340m 麦谷地区防波堤補修 L=74m ・八幡浦漁港 臨港道路補修 L=523m ・箱崎前浦漁港 諸津地区物揚場補修 L=30m 諸津地区臨港道路補修 L=70m ・付帯工事（単独）1式 	1	2	漁港漁場整備法	市営漁港の機能保全計画に基づき、年次的に補修工事を実施することにより、施設の長寿命化を図るとともに維持管理費の平準化を目指す。	水産課	134～135
	<p>下水道事業特別会計繰出金（漁業集落）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分流式下水道等に要する経費 [その経営に伴う収入（使用料・雑入）をもって充て、不足する経費（職員給与・一般管理費・施設管理費）] ・地方債の元利償還金の相当額 	4	1	地方公営企業法及び地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知）	下水道事業（漁業集落）の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するために一般会計より下水道特別会計へ繰り出す。	上下水道課	134～135
	しまとく通貨プレミアム分の各市町負担額委託料。	1	3	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県離島振興協議会規約 ・しま共通地域通貨発行委員会規程 	離島過疎市町村共通のプレミアム付き共通商品券「しまとく通貨」を発行し、離島過疎市町のPR及び誘客、離島過疎市町での消費促進につなげて産業振興や交流人口の拡大に寄与する。	商工振興課	136～137
	<p>首都圏及び関西圏の主要駅近郊商業施設等での観光物産、移住定住、ふるさと納税等のプロモーション業務委託料。</p> <p>【開催場所】・東京駅周辺の商業施設 ・大阪駅周辺の商業施設</p> <p>【実施時期】・観光シーズン前の5～6月</p>	1	3	離島活性化交付金事業実施要綱	彦岐市は海産物に恵まれ、また多様な農産物が生産される実りの島であるが、生産者や事業者が新規販路開拓等に十分な時間をかけられずに、地域に埋もれている商品や正当な評価を得られていない商品が多く存在する。そのような中、首都圏及び関西圏で、都民をはじめ多くの方が来場できる場所（東京駅、大阪駅周辺商業施設等）において観光物産イベントを開催することによって、彦岐産品や彦岐ブランドの知名度アップと販路拡大を図り、地域活性化及び移住定住の促進につなげる。	商工振興課	136～137

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	2 商工振興費	吉岐産品海外輸出支援事業	1,478	739				739
			吉岐焼酎PRイベント開催事業	2,024				360	1,664
			吉岐市産業支援センター運営費等補助金	20,844	10,422				10,422
			地域商社運営費等補助金	36,700	16,335				20,365
			ふるさと就職支援事業	13,000				13,000	0

【**彦岐市総合計画における基本目標**】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる

4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 彦岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	海外販路の開拓を支援するため、海外輸出に関するセミナー等開催業務委託料。	1	3	離島活性化 交付金事業 実施要綱	「新市場＝海外販路開拓」と捉え、海外展開に挑戦する市内の製造業者に対して、海外展開及びブランディング等についての研修を実施し、実際に海外向けの商談会等において、彦岐産品及び本市の魅力のPRを行うことで、海外での販路拡大とインバウンド拡大を図る。	商工 振興 課	136～ 137
	●彦岐焼酎PRイベント事業 ・「彦岐焼酎で乾杯!! in福岡2020」	1	3	—	「彦岐焼酎の日」である7月1日に、福岡市内の集客施設（ベイサイドプレイス博多等）で彦岐市内でのイベントと連動した、彦岐焼酎のPRイベントを実施する。	商工 振興 課	136～ 137
	市内中小企業活性化のための個別相談事業を主体とした企業（起業）支援を行うため、運営費補助等を行う。	1	4	地方創生推 進交付金要 綱	国内企業の99.7%を占める中小企業の売上向上の達成のため相談者の強みに着目して、相談者に寄り添った支援を実践するため、彦岐しごとサポートセンター「Iki-Biz」を公的産業支援機関として開設している。	商工 振興 課	138～ 139
	彦岐市の優れた地域特産品を掘り起こし、宣伝及び活用を行うため、ふるさと商社へ運営費等補助を行う。	1	3	地方創生推 進交付金交 付要綱	彦岐市の生産者や事業者が、新規販路開拓等、十分な時間をかけられず、地域に埋もれてしまっている商品等を、地域商社が長崎県等の関係機関と連携して営業活動を行なうことによって販路開拓を行い、本市経済の活性化を目指す。	商工 振興 課	138～ 139
	新卒者等が市内に就職した際に企業及び本人に補助を行う。 ●企業：9,600千円 ・40名×20千円×12月 ●本人：3,400千円 ・新卒者20名×100千円 ・Uターン20名×70千円	1	4	・彦岐市ふるさと就職支援事業補助金交付要綱 ・彦岐市就職奨励金交付要綱	本市においては、市内の高卒者の約9割が島外へ進学・就職で流出している現状がある。そこで、新規高卒者や大卒者等の若年層の地元企業への就職を促進するための支援を行う。併せて、Uターン者についても支援の対象とし、島外からの移住、定住の促進にも繋げる。	商工 振興 課	138～ 139

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	2 商工振興費	戦略産品輸送経費支援事業	55,360	41,520				13,840
					離島活性化交付金				
		沓岐焼酎知名度アップ事業	2,000					2,000	
	4 観光費		島外スポーツ団体誘致事業	10,488			8,100		2,388
						過疎債ソフト			
			イルカパーク管理費	29,115					29,115
		まち・ひと・しごと創生補助金 (沓岐島リポートプロジェクト事業)	79,860	39,930		8,900		31,030	
				地方創生推進交付金		一般補助施設整備事業債			

【**【** 梶崎市総合計画における基本目標 **】**】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 梶岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<p>市内の製造業者に対し、製品を本土へ移出する際の海上輸送費及び原材料を本土から移入する際の海上輸送費を補助する。</p> <p>●原材料移入経費支援 ●戦略産品移出経費支援</p> <p>【全体事業費費】 69,200千円 (内訳) 国補助金 41,520千円 (6/10) 市補助金 13,840千円 (2/10) 自己資金 13,840千円 (2/10)</p>	1	3	離島活性化 交付金事業 実施要綱	<p>梶岐焼酎をはじめとした戦略産品を本土へ移出する際及び当該戦略産品の原材料等を移入する際の海上輸送費の負担が、各事業者の経営を圧迫しており、離島のハンディに苦慮している。このため、製品の移出及び原材料の移入に係る海上輸送費支援を行い、事業者の負担を軽減することで、新たな設備投資や雇用の拡充等を促し、地場産業の活性化及び定住促進を図る。</p>	商工 振興 課	138～ 139
新規	<p>テレビCMやフリーペーパーへの露出、人気居酒屋とのタイアップイベント等、梶岐焼酎の知名度アップを図るために実施する事業費用の一部を補助する。</p> <p>【全体事業費費】 6,000千円 (内訳) 県補助金 3,000千円 市補助金 2,000千円 自己資金 1,000千円</p>	1	3	長崎県産地 活力強化事 業実施要項	<p>新たな梶岐焼酎ファンの創出及び梶岐焼酎のブランド化を図り、大都市圏において消費と販路を拡大していくことを目的に、テレビCMやフリーペーパーへの露出、人気居酒屋とのタイアップイベントの開催、お酒を振る舞うイベントへの出店等により、梶岐焼酎及び麦焼酎発祥の地ということを広く発信する。</p>	商工 振興 課	138～ 139
	<p>●島外スポーツ団体誘致事業補助金 島外からのスポーツ団体(5名以上)合宿に 対しての補助金。 1,000円/日・人 3,000円/人を上限 ※日帰り対象外</p>	1	5	梶崎市島外 スポーツ団 体等誘致促 進要綱	<p>梶岐市内でのスポーツ合宿や各種スポーツ大会に参加するために来島された団体に対し、滞在費を助成、施設使用料を減免することで、滞在型観光の誘致を促進させ交流人口の拡大を図ることを目的とする。</p> <p>また、梶岐市内のスポーツ施設を有効活用し、実業団の合宿誘致を行うことで、交流人口拡大のほか一流スポーツ選手の合宿による知名度向上も期待できる。</p>	観光 課	138～ 143
	<p>●イルカパーク指定管理 ●イルカ購入費(2頭) 令和元年度より指定管理者制度へ移行し、民間ノウハウを活用した収益化により、財政負担の軽減を図りつつ、施設の効果を最大限に発揮した魅力的な観光施設として、持続可能な経営を行う。</p>	1	5	—	<p>イルカパークは梶岐の重要な観光資源のひとつであり、島内を周遊させるうえでも重要な施設である。施設を適正に管理し、また入園者を増加させるための体験プログラムの開発や磨き上げ、各種サービスなどの提供を行い、魅力的な施設運営を図ることで、交流人口拡大を目指す。</p>	観光 課	138～ 141
	<p>●梶岐島リポートプロジェクト事業 ・イルカパークリブランディング事業 (調餌場改修、研修用足場等整備) ・梶岐島リポートプロジェクト運営補助 金(イルカ飼育管理強化・研修プログラム 作成・旅行商品企画・情報発信・集客 イベント企画ほか事業推進主体運営費) ■補助率 国：50%、市：50%</p>	1	5	地方創生推 進交付金交 付要綱	<p>市有観光施設等の魅力向上を図り、稼ぐ産業モデルを構築し、地方創生を牽引するため、その第一歩として、イルカパークの再生による観光集客拠点化を目指す。併せてキャンプ場など遊休施設の有効活用に横展開するとともに、様々な事業者との連携により、観光客等をシェアする仕組みを作り、観光消費の拡大による地域経済活性化を目指す。</p>	観光 課	140～ 143

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	4 観光費	香岐島デジタルプロモーション強化事業 3,000 離島活性化交付金	6,000	3,000				3,000
			香岐島誘客加速化連携事業 13,000 離島活性化交付金	26,000	13,000				13,000
			香岐市観光連盟補助金 41,400	41,400					41,400
			まち・ひと・しごと創生補助金 (香岐島リゾートアイランドプロジェクト事業) 15,000 地方創生推進交付金	30,000	15,000				15,000
			香岐行き教育旅行推進事業 10,700 過疎債ソフト	11,941			10,700		1,241

【吉崎市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 吉岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<p>●吉岐島デジタルプロモーション強化事業 令和元年度に構築した吉崎市観光ポータルサイトの多言語化及び効果的なプロモーションを実施する。 ■補助率 国：50%、市：50%</p>	1	5	離島活性化 交付金事業 実施要綱	吉崎市観光ポータルサイトの整備・活用により、国内外に向けて情報を魅力的かつタイムリーに発信し、交流人口拡大を目指す。	観光課	140～ 141
	<p>●吉岐島誘客加速化連携事業 交通キャリア(鉄道会社等)連携のほか誘客を加速化させるための連携事業を実施する。 ●ラッピングトラック吉岐宣伝事業 島内運送事業者と連携し、島外へ持ち出す運送トラックへ吉岐観光素材のラッピングを4台実施する。 ●民間事業者連携観光プロモーション事業 島内観光事業者の連携により、博多駅で吉岐特産品を活用した観光プロモーション事業を実施する。 ■補助率 国：50%、市：50%</p>	1	5	離島活性化 交付金事業 実施要綱	島内の事業者連携強化、また島外の誘客効果の高い事業者連携による誘客を加速化させ、交流人口拡大を目指す。	観光課	140～ 141
	<p>●吉崎市観光連盟運営費補助金 観光推進の中核として交流人口拡大を図る組織である吉崎市観光連盟の運営費に対する補助金。</p>	1	5	—	(一社)吉崎市観光連盟は平成25年4月発足以来、島内外への観光情報発信並びに観光客等の誘致・案内・受入の拠点であり、また、島内における各種観光関連団体との調整機関としての機能強化を図っており、結果として、観光交流人口の拡大による地域経済の活性化を目的とする。	観光課	142～ 143
	<p>●吉岐島リゾートアイランドプロジェクト事業(宿泊施設魅力向上補助金) 既存宿泊施設に対して、水回りや内外装の改修、Wi-Fi、キャッシュレス対応など、旅行者ニーズに対応した魅力向上の取組みに対して支援を行う。 補助率：1/2 補助限度額：5,000千円 (事業費ベース10,000千円上限)</p>	1	5	地方創生推 進交付金交 付要綱	宿泊施設は重要な観光インフラであるが、最盛期と比較し大幅減少、収容可能人数も半減している。このことから、施設改修に対する支援を行い、交流人口拡大を目指す。	観光課	142～ 143
	<p>●県内本土の小・中学校が修学旅行または学校・学年・クラス単位での自然野外活動等を目的に来島した場合の補助金。 ・小学校(1人当たり) 1泊2日(4,000円) 2泊3日(5,000円) ・中学校(1人当たり) 1泊2日(5,000円) 2泊3日(6,000円) 3泊4日(7,000円) ●県外からの来島校に対し、1泊で1人あたり800円の補助、博物館来館で500円上乘せ、2泊以上で700円上乘せ。</p>	1	5	吉岐行き教 育旅行推 進事業費補 助金交付 要綱	吉岐が持つ自然・歴史などの体験フィールドなど高いポテンシャルを活かして、教育旅行等(主に修学旅行)を吉岐へ誘致することにより、交流人口の拡大に寄与し「しま」の活性化を図る。	観光課	142～ 143

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	5 都市事務所費	東京事務所情報発信事業	13,864	2,750				11,114
					離島活性化交付金				
7 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	道路維持費（修繕料）	50,000				50,000	0
								合併振興基金	
			道路維持費（市道環境管理）	20,400				20,400	0
								ふるさと応援基金	
			道路維持費（市道維持補修工事）	51,000				51,000	0
							合併振興基金		
			道路維持費（道路維持管理業務）	17,000				17,000	0
								地域振興基金	

【**【** 梶崎市総合計画における基本目標 **】**】

- | | |
|---|---|
| <p>1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる</p> <p>2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう</p> <p>3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる</p> | <p>4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている</p> <p>5. 梶岐への新しい人の流れをつくる</p> <p>6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている</p> |
|---|---|

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	<p>●東京事務所管理費 令和2年4月1日に開設する梶崎市東京事務所の管理に係る経費。</p> <p>●東京事務所活動費 首都圏での営業活動、物産展等のイベント展開、サポートショップ発掘、情報発信等の活動を行う。</p> <p>■補助率 国：50%、市：50% ※補助対象事業のみ</p>	1	5	梶崎市東京事務所設置規則 離島活性化交付金事業実施要綱	人口減少が進む中において、観光振興は大変重要であり、知名度・認知度向上を図ることは急務となっていることから、日本の人口の約1/3が集中する首都圏における本市の認知度を上げ、また全国に向け発信することで、本市への誘客及び梶岐製品の売上向上などの相乗効果を目指す。	観光課	142～ 143
	●市道維持修繕料	4	4	—	幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路として整備・維持管理を行う。	建設課	146～ 147
	●市道維持管理業務委託料 ・市道維持管理業務委託	4	4	—	幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路として整備・維持管理を行う。	建設課	146～ 147
	<p>●市道維持補修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金津以線側溝補修工事（環境関連） ・片原梅津線側溝補修工事（環境関連） ・市道区画線補修工事（継続） ・向平人線路肩補修工事（継続） ・久喜線舗装補修工事（継続） ・半城里線路肩補修工事（継続） ・釜田線舗装補修工事（継続） ・南本線側溝補修工事（継続） ・高松線側溝整備工事（継続） ・宮ノ原久喜線側溝整備工事（継続） 	4	4	—	幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路として整備・維持管理を行う。	建設課	146～ 147
	<p>●市道維持管理補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,063 k m×16円/m 	4	4	—	幹線道路・生活道路の維持管理に対する補助金。	建設課	146～ 147

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
7 土木費	2 道路橋 りょう費	3 道路橋 りょう新 設改良費	道路改良事業（補助）	386,100	259,647		119,900		6,553
					社会資 本整備 総合交 付金		辺地債 55,600 ・ 過疎債 64,300		
			道路改良事業（単独）	127,300				127,300	0
							合併振 興基金		
			道路改良事業（起債）	245,400			233,200		12,200
					辺地債 177,300 ・ 過疎債 55,900				
			地方改善施設整備事業	10,500	5,000			5,500	
					地方改 善施設 整備事 業補助 金				
			県営事業費	8,775				8,775	

【**彦岐市総合計画における基本目標**】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 彦岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<ul style="list-style-type: none"> ●道路改良事業（補助） ・1級市道黒崎線道路改良事業（L=100m） ・1級市道住吉湯ノ本線道路改良事業（L=100m） ・1級市道丘中田大久保線交通安全施設整備事業（L=100m） ・1級市道初山中央線交通安全施設整備事業（L=100m） ・1級市道井良坂線他1路線法面補修事業（L=100m） ・1級市道戸辺滝ノ上中央線交通安全施設整備事業（L=100m） ・1級市道辻1号線交通安全施設整備事業（L=100m） 	4	4	—	<p>幹線道路の整備をすることにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興及び地域の活性化を支援する。</p> <p>通学路点検に基づく要対策箇所を整備し、通学路の交通安全を確保する。</p> <p>道路を利用する第三者への被害を防止するため、異常が確認された法面構造物の補修を実施する。</p> <p>彦岐市が管理する道路ストックの異常を早期発見・早期補修を行うための点検を実施する。</p>	建設課	146～149
	<ul style="list-style-type: none"> ●道路改良事業（単独） ・市道前目1号線道路改良工事（L=50m） ・市道鳥山手久多1号線道路改良工事（L=50m） ・市道津保美1号線道路改良工事（L=50m） ・市道小場2号線道路改良工事（L=50m） ・市道住吉山信線道路改良工事（L=50m） ・市道住吉しめノ元線道路改良工事（L=50m） ・市道赤土田道路改良工事（L=50m） ・市道先畑線道路改良工事（L=50m） ・市道藤勢1号線道路改良工事（L=50m） ・市道宇土4号線道路改良工事（L=50m） ・市道水畑線道路改良工事（L=50m） ・市道新郷ノ浦港線橋梁定期点検業務1.0式 ・市道久喜棧道橋梁補修工事1.0式 ・市道橋梁長寿命化修繕計画見直し業務1.0式 	4	4	—	<p>地域住民の日常生活道路を整備することにより、交通安全の確保及び日常生活の利便性を確保する。</p>	建設課	146～149
	<ul style="list-style-type: none"> ●道路改良事業（起債） ・市道谷江本線道路改良事業（L=100m） ・市道半城里線他7線（山崎線・井通川線）舗装補修事業（L=300m） ・市道住吉船橋線道路改良事業（L=100m） ・市道本村神里線道路改良事業（L=100m） ・市道山崎線道路改良事業（L=100m） ・市道深江筒城線道路改良事業（L=100m） ・市道新城諸津線道路改良事業（L=100m） ・市道中山干拓中央線道路改良事業（L=100m） ・市道商高国分線道路改良事業 1.0式 	4	4	—	<p>幹線道路の整備をすることにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興及び地域の活性化を支援する。</p>	建設課	146～149
	<ul style="list-style-type: none"> ●地方改善施設整備事業 ・八幡浦地区排水路整備工事 L=100m 	4	4	—	<p>八幡浦地区の排水路は、老朽化による破損および勾配の不足により危険かつ不衛生な状態となっていることから、地域住民の生活環境を改善するため、排水路整備を実施する。</p>	建設課	146～147
新規	<ul style="list-style-type: none"> ●県営道路整備事業（地元負担金） ・国道382号線 ・県道郷ノ浦沼津勝本線 	4	4	—	<p>国道・県道整備事業に伴う県営事業負担金</p>	建設課	148～149

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
7 土木費	3 河川費	1 河川総務費	河川管理費（維持補修工事）	2,500			2,500		0
							緊急浚渫推進事業債		
		2 急傾斜地崩壊対策費	急傾斜地崩壊対策事業	9,000			4,000		5,000
							自然災害防止事業債		
4 港湾費	1 港湾管理費	勝本港仲折地区浮棧橋撤去工事		17,800				17,800	0
							合併振興基金		
			港湾管理費（補償費）	5,498					5,498
5 都市計画費	1 都市計画総務費	街なみ環境整備事業		24,000	12,000				12,000
							社会資本整備総合交付金		

【**彦岐市総合計画における基本目標**】

- | | |
|---|---|
| <p>1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる</p> <p>2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう</p> <p>3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる</p> | <p>4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている</p> <p>5. 彦岐への新しい人の流れをつくる</p> <p>6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている</p> |
|---|---|

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	●河川等維持補修工事 ・準用河川物部川河川維持工事（浚渫）	4	4	—	準用河川の維持修繕工事を行い、地域住民の人命・財産を守り、地域住民の安全な暮らしを保護する。	建設課	148～149
	●急傾斜地崩壊対策工事 ・船底地区急傾斜地崩壊防止対策事業（A=100㎡） ●県営急傾斜崩壊対策事業地元分担金 ・今井崎地区急傾斜地崩壊防止対策事業（A=300㎡）	4	4	—	地域住民の人命・財産を守り、地域住民の安全な暮らしを保護するため、急傾斜地の崩壊対策工事を実施する。	建設課	148～149
新規	●勝本港中折地区浮棧橋撤去工事	1	2	—	1月28～29日の強風及び波浪により勝本港中折地区浮棧橋が水没したため、水域の安全確保を図るため解体撤去を実施する。	水産課	150～151
新規	●郷ノ浦港鎌崎地区野積場補償費 ・飛散防止用 スプリンクラー配管工事 制御盤取替工事 ・除塩用 スプリンクラー配管工事 水道加入金	1	2	—	郷ノ浦港鎌崎地区の砂置場の利便性向上を図るとともに、芦辺港からの砂移転に伴う条件整備として、飛散防止及び除塩用のスプリンクラー配管工事に係る費用を補償する。	水産課	150～151
	●街なみ環境整備補助金 修景施設整備 6戸 ■補助率 国：1/3、市：1/3、個人：1/3	4	4	彦岐市勝本浦地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱	歴史的建物の適正な管理や活用、公共施設の整備、個人住宅の修景整備等を行い、漁村集落の勝本浦らしい魅力あるまちなみ整備を進めることにより、交流人口の拡大と地域の活性化を図る。	建設課	152～153

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
7 土木費	6 下水道費	1 公共下水道費	下水道事業特別会計繰出金（公共下水道）	144,154			8,100		136,054
						過疎債			
	7 住宅費	1 住宅管理費	住宅管理費（修繕料／委託料）	50,680				200	50,480
			3世代同居・近居促進事業	4,000	900	2,000			公営住宅火災共済助成金
					社会資本整備総合交付金	長崎県3世代同居・近居促進事業補助金			
		2 住宅建設費	住宅建設事業（計画策定／設計／監理／工事）	450,703	106,515		252,300	60,400	31,488
					社会資本整備総合交付金		公営住宅建設事業債	合併振興基金	
8 消防費	1 消防費	1 常備消防費	常備消防総務費（消防本部・署）（工事）	17,545			17,500		45
							緊急防災減災事業債		

【吉崎市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 吉岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<p>●下水道事業特別会計繰出金（公共下水道）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分流式下水道等に要する経費 [その経営に伴う収入（使用料・負担金 占用料・手数料）をもって充て、不足する 経費（職員給与・一般管理費・施設管 理費・施設整備費）] ・地方債の元利償還金の相当額 	4	1	地方公営企 業法及び地 方公営企業 繰出金につ いて（総務 副大臣通 知）	下水道事業（公共下水道）の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するために一般会計より下水道特別会計へ繰り出す。	上下 水道 課	152～ 153
	<p>●公営住宅維持管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅一般修繕料 ・市営住宅外灯修繕料 ・喜応寺ヶ丘団地給湯器取替修繕 ・北中尾団地給湯器取替修繕 ・天ヶ原団地コンクリート舗装補修 ・天ヶ原団地側溝補修 <p>●公営住宅改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅ガス漏れ警報器取替業務（100基） 	4	4	公営住宅法	公営住宅法に則り、住宅の入退去者及び募集に関する事務、住宅使用料に関する事務、住宅維持管理・修繕に関する事項等の適正な維持管理を図る。	建設 課	152～ 155
	<p>●3世代同居・近居促進事業補助金 （上限400千円/件）</p>	4	4	吉崎市3世 代同居・近 居促進事業 補助金交付 要綱	新たに3世代同居・近居するための改修工事等を行う方に、掛かる費用の一部を補助し、子育てに快適な住環境づくりを促進する。	建設 課	154～ 155
	<p>●公営住宅改修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉崎市住宅マスタープラン策定業務 ・古城団地（16～23棟）下水道接続等改修工事設計業務 ・大久保団地（1棟）下水道接続等改修工事設計業務 ・安泊団地（1-A棟）下水道接続等改修工事設計業務 ・古城団地（4棟）内部部分改修工事 ・古城団地（4棟）給排水設備等改修事業 ・古城団地（4棟）電気設備等改修工事 ・古城団地（1～4棟）下水道接続等改修工事 ・古城団地集会所下水道接続等改修工事 ・新大久保団地新築事業 ・大久保団地（10棟）屋根及び外壁等改修工事 ・大久保団地（10棟）下水道接続等改修事業 ・安泊団地（1-B棟）外壁及び屋上防水等改修工事 ・安泊団地（1-B棟）下水道接続等改修事業 	4	4	公営住宅等 ストック総 合改善事業 対象要綱	吉崎市公営住宅等長寿命化計画により、老朽化した市営住宅のストックの効率的かつ円滑な更新を行う。	建設 課	154～ 155
新規	<p>●非常用発電機燃料タンク設置工事</p> <p>災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するための非常用電源設備の整備を図る。</p>	3	3	国の方針	災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮する為72時間給油なしで対応できる非常用電源設備の整備を図る。	消防 総務 課	156～ 157

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
8 消防費	1 消防費	1 常備消防費	常備消防総務費（勝本出張所） （工事）	4,539			4,500		39
						緊急防災減災事業債			
		消防署車両購入事業費（郷ノ浦支署）	152,352			144,700		7,652	
						過疎債			
	2 非常備消防費	消防操法大会事業	12,283					12,283	
	3 消防施設費	防火水槽建設事業	30,750	10,972		18,600		1,178	
			消防防災施設等整備費補助金		過疎債				
	小型動力消防ポンプ購入事業	7,869			7,200		669		
					辺地債				

【吉崎市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 吉岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	●吉岐消防署勝本出張所屋上防水改修事業 経年劣化による庁舎漏水のため、屋上の防水改修工事を行う。	3	3	—	防災拠点施設となる庁舎の安全安心な施設の維持が図られる	消防 総務課	156～ 157
新規	●梯子車購入事業 梯子車は購入後19年が経過し、経年による性能低下・老朽化がみられるため、更新を行い、消防力の充実を図る。	3	3	消防力の整備指針	購入後19年が経過し、経年による性能低下、老朽化した梯子車を更新することにより、消防力の強化を図る。	消防 総務課	156～ 159
新規	●消防操法大会事業費 2年に1回の大会で、地区大会、市大会、県大会が行われる。	3	3	—	各種大会で消防団の結束力、消防力の充実強化を図る。	消防 総務課	158～ 159
	●防火水槽建設事業新規設置分(4基) ・郷ノ浦町長峰本村触 ・芦辺町諸吉大石触 ・芦辺町箱崎中山触 ・石田町山崎触	3	3	消防力の整備指針 消防水利の整備指針	消防水利未整備地区へ、耐震性貯水槽を設置することにより、消防力の強化を図る。	消防 総務課	160～ 161
	●小型動力ポンプ(3台) ・勝本地区第2分団(平成8年度購入) ・石田地区第1分団2部(平成15年度購入) ・勝本地区第4分団(平成15年度購入)	3	3	消防力の整備指針	老朽化した消防ポンプ及び年数が経過した積載車の更新することにより、消防力の強化を図る。	消防 総務課	160～ 161

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源		地方債	その他	
					国費	県費			
8 消防費	1 消防費	3 消防施設費	消防団車両購入事業	41,026			33,300	6,800	926
						辺地債 13,000 ・ 緊急防災減災 事業債 20,300	ふるさと 応援 基金		
		4 防災費	屋外告知放送設備拡声局更新事業	11,742			8,800		2,942
						防災基 盤整備 事業債			
		5 災害対策費	永田川洪水ハザードマップ作成事業	7,986	3,993				3,993
				社会資 本整備 総合交 付金					
			避難所誘導標識設置事業	16,583			16,500		83
							緊急防 災減災 事業債		
			放射線防護施設遮蔽扉設置事業	3,514		3,514			0
						原子力 災害対 策事業 費補助 金			

【吉崎市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 吉岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<ul style="list-style-type: none"> ●積載車（3台） <ul style="list-style-type: none"> ・芦辺地区第9分団（平成4年度購入） ・勝本地区第1分団（平成4年度購入） ・石田地区第6分団2部（平成4年度購入） ●ポンプ車（1台） <ul style="list-style-type: none"> ・勝本地区第2分団（平成12年度購入） 	3	3	消防力の整備指針	老朽化した消防ポンプ及び年数が経過した積載車の更新することにより、消防力の強化を図る。	消防総務課	160～161
	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外拡声局更新工事 屋外拡声子局のパンザマスト（柱）を建替え更新する工事。 ・施行箇所 <ol style="list-style-type: none"> ①郷ノ浦町原島 ②勝本町坂本触 ③芦辺町箱崎大左右触 ④石田町石田東触 	4	5	—	市内208箇所に屋外告知放送設備を設置している。当初の設置から30年近く経過しており、塩害等による経年劣化が顕著になってきている。このため、年次的に更新していく必要がある。	危機管理課	160～161
新規	<ul style="list-style-type: none"> ●永田川洪水ハザードマップ作成業務 水防法第15条の10に基づき設置された「長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会」の取り組みとして、県が策定した浸水想定区域図により永田川のハザードマップを作成する。 	4	5	水防法第15条第3項	全国的に集中豪雨等による水害が頻発しており、短時間で河川が増水したり、堤防が決壊して甚大な被害が発生する事例が増えている。洪水時の被害を最小限にするためには、平時より水害リスクを認識したうえで、氾濫時の危険箇所や避難場所についての正確な情報を知っておくことが重要である。	危機管理課	162～163
新規	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所誘導標識設置事業 高輝度蓄光誘導標識の設置。 ・避難所67箇所×3台 	4	5	—	指定緊急避難場所や指定避難所の位置や災害種別等の情報を示し、地域住民だけでなく観光客等の来訪者が、災害時に迷うことなく迅速に避難できるようにする。	危機管理課	162～163
新規	<ul style="list-style-type: none"> ●長島地区放射線防護対策施設遮蔽扉設置工事 長島地区放射線防護対策施設において外気フィルターを設置する機械室と避難室の間の扉に放射線遮断扉を追加して設置する。 	4	5	長崎県原子力災害対策施設整備費補助金	放射線防護対策施設の外気フィルターは放射性物質を除去し、室内に汚染されていない空気を取り入れる機能の装置であるが、放射性物質をフィルターに蓄積するという特性もある。国の見解で放射性物質が蓄積されると、より強い放射線が放出される可能性があると考えられた。このため、これに対応した扉を追加して設置し、施設の安全性を高めるものである。	危機管理課	162～163

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
9 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	学校施設整備基金積立金	50,000					50,000
		3 教育指導費	離島留学生ホームステイ事業	35,973	14,800	4,560			16,613
					離島活性化交付金	離島留学生ホームステイ費補助金			
	2 小学校費	1 学校管理費	小学校管理費（設計／監理／工事）	125,511	18,833		77,200	20,650	8,828
					学校施設環境改善交付金	過疎債	市有建物災害共済金		
3 中学校費	2 教育振興費	研究指定校（英語力向上対策推進事業）	1,279				1,200	79	
							ふるさと応援基金		
5 社会教育費	2 青少年育成費	子ども夢プラン応援補助金	1,000				1,000	0	
							ふるさと応援基金		

【**彦岐市総合計画における基本目標**】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる

4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 彦岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	学校施設整備基金積立金	2	2	彦岐市学校施設整備基金条例	老朽化が進む将来の学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため基金を設置する。	教育総務課	166～167
	<ul style="list-style-type: none"> ● 離島留学生ホームステイ費（高校生） ・ 宿舍助成金（彦岐高校） 39人 ・ バス定期補助金 32人 ● いきっこ留学補助事業（小・中学生） ・ 宿泊助成金 いきっこ留学生（里親） 9人 いきっこ留学生（孫戻し） 4人 いきっこ留学生（親子） 5人 ・ 移住支援補助 3世帯 ● いきっこ留学制度情報発信事業 	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ① 彦岐市高等学校離島留学生ホームステイ費等補助金交付要綱 ② 彦岐市いきっこ留学補助金交付要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ① 長崎県内の離島留学制度を実施する高等学校が組織している運営委員会に対し補助金を交付する。（市の補助金に対して、国1/2・県1/4補助、交通費補助は市単独） ② 彦岐市立小・中学校が受け入れる「いきっこ留学」の円滑な運営を図るため運営委員会に対し補助金を交付する。（市の補助金のうち、里親・孫戻し留学に対して、国1/2補助、親子留学及び移住支援補助は、市単独） 	教育総務課	166～169
新規 (一部)	<ul style="list-style-type: none"> ● 田河小学校屋内運動場外壁及び屋上防水改修工事設計業務（新規） ● 箱崎小学校校舎外壁及び屋上防水改修工事 ● 瀬戸小学校屋内運動場床等改修工事 ● 瀬戸小学校グラウンド改修工事（新規） 	2	2	—	安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設（校舎・体育館・プール・グラウンド等）の改修を計画的に実施する。	教育総務課	170～171
	<ul style="list-style-type: none"> ● 中学生英語力向上対策推進費補助 ・ 英検受験料の1/2補助 	2	2	—	中学生の英語の学力向上は重要な課題であり、さらに後押しするために中学生が英語に触れ、英語を活かし、英語を試す場の確保を目指して英語検定の費用の一部を補助する。	教育総務課	174～175
	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども夢プラン応援補助金 ・ 市内青少年（小・中・高）のスポーツ、文化等における「夢」を応援するため、市外での強化練習等参加に対する補助事業。 	3	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子ども夢プラン応援」補助金交付要綱 ・ 彦岐市補助金等交付規則 	スポーツ活動や文化・芸術活動等に熱意を持ち、将来の夢に向かって熱心に活動し、その意欲や能力が認められ選抜された市内の小学校、中学校及び高等学校に在籍する児童生徒に対し、市外での強化練習等に参加招聘されて参加する場合の、旅費の一部を補助する。	社会教育課	180～181

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
9 教育費	5 社会教育費	4 公民館費	吉岐文化ホール施設整備費	39,558			24,300		15,258
							過疎債 13,100 ・ 緊急防災減災 事業債 11,200		
		6 文化財保護費	指定文化財等保存整備費	11,977		4,100			7,877
							指定文化 財保存整 備事業補 助金 3,500 ・ 21世紀ま ちづくり 推進総合 支援事業 補助金 600		
			原の辻遺跡管理費	26,915					593
							使用料 財産収入 諸収入		
			一支国博物館管理費	51,830		25,915			25,915
							一支国 博物館 管理運 営費負 担金		
			一支国博物館活用推進事業	38,700		19,350	17,400		1,950
							しまご とプロ ジェクト 推進 事業費 補助金	過疎債 ソフト	

【**彦岐市総合計画における基本目標**】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 彦岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	<ul style="list-style-type: none"> ●自動火災報知受信機更新工事 ●オイルタンク廻り制御更新工事 ●空調監視盤電源モジュール修繕取替工事 ●中ホール2階会議室系統空調機修繕工事 ●大ホール屋上防水補修工事 ●中ホール音響調整卓改修工事 	3	6	彦岐文化 ホール条例	施設の適切な維持管理と運営を行うため、耐用年数が超過している設備等の改修を行う。	社会 教育 課	184～ 185
	<ul style="list-style-type: none"> ●指定文化財等保存整備費 ・碧雲荘・花雲亭建築物改修工事 ・亀丘城跡(郷ノ浦幼稚園側)法面補強工事 	4	6	彦岐市文化 財保護条例	国登録文化財である碧雲荘や、県景観資産登録建造物である花雲亭の保存活用のための修理を行う。 また県指定文化財である亀丘城跡について、郷ノ浦幼稚園前の崖面崩落防止のための保存整備を行う。	社会 教育 課	188～ 189
	<ul style="list-style-type: none"> ●原の辻遺跡文化遺産活用推進事業 ・原の辻遺跡管理及び関連イベント業務 ●原の辻遺跡復元公園電気設備改修工事 	4	6	・文化財保 護法 ・原の辻一 支国都復 元公園条例	国特別史跡原の辻遺跡の恒久的保存と、当時の一支国の様子を感じさせることにより歴史文化の啓蒙促進をはかる。また島内外に彦岐市の魅力を発信することで交流人口の拡大を図る。	社会 教育 課	188～ 191
	<ul style="list-style-type: none"> ●一支国博物館指定管理料 彦岐市立一支国博物館の管理運営に対する経費(指定管理委託料)。 ■補助率 県:50%、市:50% 	1	5	長崎県立埋 蔵文化財セ ンター・彦 岐市立一支 国博物館整 備基本計画	彦岐市立一支国博物館の運営を効果的・効率的に実施するため、指定管理者へ委託している。 (指定管理期間：H31.4.1～R6.3.31)	観光 課	188～ 189
	<ul style="list-style-type: none"> ●一支国博物館活用推進事業 一支国博物館を拠点とした、「しまごと大学事業、しまごと博物館、しまごと元気館事業、しまごと情報発信業務」を推進するための委託料。 ■補助率 県:50%、市:50% 	1	5	長崎県立埋 蔵文化財セ ンター・彦 岐市立一支 国博物館整 備基本計画	彦岐市立一支国博物館が島内の歴史遺産や自然環境、文化や産業などと有機的に連携し、彦岐全体の魅力を相乗的に高めるための地域振興に資する施設として機能するよう下記事業を展開する。 ①教育普及・生涯学習に関する事業 ②体験交流に関する事業 ③人材育成に関する事業 ④情報発信強化に関する事業 ⑤賑わいづくりのためのイベントの実施 ⑥「しまごと大学」・「しまごと博物館」・「しまごと元気館」創造・展開するために必要な事業	観光 課	188～ 189

令和2年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
9 教育費	6 保健体育費	1 保健体育総務費	東京オリンピック聖火リレー事業	10,212					10,212
			体育施設管理費	19,720			18,700		1,020
			石田スポーツセンター管理費（備品購入費）	2,373					2,373
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	1 農地及び農業用施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧費（過年災）	204,531		192,173		7,391	4,967
	2 公共土木施設災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（過年災単独）	67,000			67,000		0

【**【** 梶崎市総合計画における基本目標 **】**】

- | | |
|---|---|
| <p>1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる</p> <p>2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう</p> <p>3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる</p> | <p>4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている</p> <p>5. 梶岐への新しい人の流れをつくる</p> <p>6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている</p> |
|---|---|

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	●聖火リレー事業費 聖火リレー実施のためのリレールート の会場設営や警備体制整備及び周知・広 報活動を行う。	3	6	—	東京2020オリンピックにおける聖火リレーを 実施する。	社会 教育 課	190～ 193
新規	●天ヶ原グラウンド東側防風柵設置工事	3	6	梶崎市体育 施設条例	施設の適切な維持管理と運営を行うため、老朽化 したグラウンド東側の防風柵を更新する。	社会 教育 課	192～ 193
新規	●機械器具費購入 ・ランニングマシン（1台） ・エルゴメーター（1台）	3	6	—	トレーニング施設に設置している機器の中には、 老朽化が進み使用不可能となった機器がある。施 設利用者の体力向上及び健康増進のためのトレ ニングが安全に実施できるよう更新する。	社会 教育 課	192～ 193
	●調査業務 ・農地保全施設地質調査及び解析設計業 務 ●災害復旧工事 ・農地（19箇所） ・施設（13箇所） ・農地保全施設（1箇所）	3	3	農林水産業 施設災害復 旧事業費国 庫補助の暫 定措置に関 する法律	異常気象により被災した農地・農業用施設の災害 復旧工事を実施し、機能の回復を図ることにより 農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。	農林 課	196～ 197
新規	●公共土木施設災害復旧工事（過年災単 独） ・H30年発生公共土木施設災害復旧工事 （5箇所） ・R1年発生公共土木施設災害復旧工事 （16箇所） ・船橋池田線道路災害復旧工事	4	4	公共土木施 設災害復旧 事業費国庫 負担法	異常気象により被災した公共土木施設の災害復旧 工事を行う。	建設 課	196～ 197

令和2年度当初予算の主要事業

■国民健康保険事業特別会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
1 総務費	2 徴収費	1 賦課徴収費	ファイナンシャル・プランニング業務	648		453			195
						特別交付金			
2 保険給付費	4 出産育児諸費	1 出産育児一時金	出産育児一時金	12,600				8,400	4,200
							出産育児一時金繰入金		

【**吉崎市総合計画における基本目標**】

- | | |
|---|---|
| <p>1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる</p> <p>2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう</p> <p>3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる</p> | <p>4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている</p> <p>5. 吉岐への新しい人の流れをつくる</p> <p>6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている</p> |
|---|---|

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	納税相談時におけるファイナンシャルプランナーの活用による徴収業務職員の資質向上と市税等の滞納繰越額の縮減を図る。 相談回数：年間10回開催 業務内容：滞納者本人への個別指導・助言、徴収職員の業務の向上に係る指導・助言	3	2	地方税法703条の4、 吉崎市国民健康保険条例11条～13条	長期に渡る高額滞納者に対する納税相談において、専門性の高い金融知識や保険知識を有するファイナンシャルプランナーを活用した相談業務の導入を図ることで、滞納者ごとの状況に応じたきめ細かでの確な指導や助言を行うことが可能となり、徴収業務にあたる職員の資質の向上及び市税等の滞納繰越額の縮減を図ることができる。	保険課	16～17
	出産1件あたり420千円を支給する。	3	2	・国民健康保険法第58条 ・吉崎市国民健康保険条例第6条	保険者は、被保険者の出産に対して、出産育児一時金の給付を行う。出産育児一時金の目的としては、出産等に係る妊産婦の経済的負担の軽減、少子化対策などの観点から給付されている。	保険課	20～21

令和2年度当初予算の主要事業

■下水道事業特別会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
1 下水道事業費	2 施設整備費	1 施設整備費	公共下水施設整備費（補助）	43,265	20,500		8,100	8,100	6,565
					社会資本総合整備事業費補助金		下水債	一般会計繰入金	
2 漁業集落排水整備事業費	2 施設整備費	1 施設整備費	漁業集落排水施設整備費（補助）	22,380		10,400			11,980
						水産基盤整備事業等補助金			

【吉崎市総合計画における基本目標】

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる 2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう 3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる | <ul style="list-style-type: none"> 4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている 5. 吉岐への新しい人の流れをつくる 6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている |
|--|--|

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	主な業務 ●調査設計業務（ストックマネジメント） ・処理場×2施設 ●下水道整備工事 ・大谷・志原地区舗装工事（A=5,100㎡）	4	1	都市計画法 下水道法 建築基準法	大谷・志原地区の下水道区域（中央処理区）内の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質改善を図るため、下水道施設の早期完成を目指す。また、3施設(中央水処理センター、北部水処理センター)について、老朽化度の調査を行い、ストックマネジメント計画を策定し、効率的な施設の維持管理を図る。	上下 水道 課	16～ 17
	主な業務 ●計画策定業務 ・瀬戸・芦辺地区機能保全計画策定業務	4	1	浄化槽法 農山漁村地 域整備交付 金実施要綱	瀬戸・芦辺地区において、集落内の環境衛生の向上・生活環境の改善・公共水域の保全を図るため、施設の老朽化度の調査を行い、機能保全計画書を策定し、効率的な施設の維持管理を図る。	上下 水道 課	20～ 21

令和2年度当初予算の主要事業

■三島航路事業特別会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
1 運航費	2 建設整備費	1 建設整備費	新船建造事業	5,418	5,000				418
					離島航路構造改革補助金				

【**吉岐市総合計画における基本目標**】

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる 2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう 3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる | <ul style="list-style-type: none"> 4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている 5. 吉岐への新しい人の流れをつくる 6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている |
|--|--|

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	<p>●新船建造事業</p> <p>現在のフェリーみしまは、建造から17年が経過し、老朽化により多大な経費を費やしているため、省エネ船舶を建造することで修繕費・燃料費等の経費削減を図る。</p>	4	3	—	離島航路の維持・改善のため、協議会において当該航路の経営診断等による問題点や課題を把握し、将来における欠損の増大を回避することを目的とする。	総務課	12～13

基金の状況（見込み）

○積立基金

（単位：千円）

区 分	平成30年度末 現在高	令和元年度（見込み）		令和元年度末 現在高見込	令和2年度（見込み）		令和2年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
財政調整基金	1,203,668	298	400,000	803,966	290	400,000	404,256
減債基金	1,765,159	1,867	1,000,000	767,026	782	400,000	367,808
地域振興基金	315,607	132	190,500	125,239	32	95,700	29,571
地域福祉基金	692,770	0	4,200	688,570	0	2,600	685,970
老人ホーム事業施設整備基金	183,898	19	8,700	175,217	19	24,900	150,336
中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
栽培漁業振興基金	149,116	37,683	30,000	156,799	34,788	49,200	142,387
沿岸漁業振興基金	51,143	13,432	17,037	47,538	13,455	13,426	47,567
教育振興基金	7,303	1	300	7,004	1	300	6,705
松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
原の辻遺跡保存整備基金	10,741	2	0	10,743	2	0	10,745
ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
合併振興基金	2,365,600	0	911,700	1,453,900	0	802,900	651,000
ふるさと応援基金	434,115	350,033	393,300	390,848	400,131	404,800	386,179
過疎地域自立促進特別事業基金	469,859	263,088	100,400	632,547	260,090	27,400	865,237
本庁舎建設基金積立金	150,001	50,010	0	200,011	50,016	0	250,027
学校施設整備基金積立金	150,001	100,037	0	250,038	50,043	0	300,081
森林環境譲与税基金積立金		3,066	0	3,066	6,439	3,000	6,505
小 計	6,028,734	817,503	1,656,137	5,190,100	815,016	1,424,226	4,580,890
計	8,997,561	819,668	3,056,137	6,761,092	816,088	2,224,226	5,352,954
国民健康保険財政調整基金	255,679	26	80,000	175,705	26	132,710	43,021
直営診療所財政調整基金	0	0	0	0	0	0	0
介護給付費準備基金	61,839	7	14,741	47,105	7	36,629	10,483
農業機械銀行特別会計減価償却基金	21,654	7,843	12,589	16,908	1	15,440	1,469
計	339,172	7,876	107,330	239,718	34	184,779	54,973
合 計	9,336,733	827,544	3,163,467	7,000,810	816,122	2,409,005	5,407,927

○定額運用基金

区 分	平成30年度末 現在高	令和元年度（見込み）		令和元年度末 現在高見込	令和2年度（見込み）		令和2年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
土地開発基金	0	0	0	0	0	0	0
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	43,566	4,000	0	47,566	5,000	0	52,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	65,566	4,000	0	69,566	5,000	0	74,566

合計（積立基金＋定額運用基金）	9,402,299	831,544	3,163,467	7,070,376	821,122	2,409,005	5,482,493
-----------------	-----------	---------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------

地方債の状況に関する調査

(単位：千円)

区 分	平成30年度末 現在高	令和元年度末 現在高見込額	令和2年度中増減等見込			令和2年度末 現在高見込額
			当該年度中 当起債見込額	当該年度中 当元金償込額	当該年度中 当利子償込額	
1. 一 般	27,019,434	28,211,310	2,188,200	2,720,879	115,714	27,678,631
2. 下 水	1,781,845	1,712,410	8,100	96,357	29,305	1,624,153
3 上 水	2,750,590	2,547,360	0	204,865	44,731	2,342,495
合 計	31,551,869	32,471,080	2,196,300	3,022,101	189,750	31,645,279

【参考資料】

令和2年度地方消費税交付金（社会保障財源化分） が充てられる社会保障施策に要する経費

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	194,711 千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	3,964,909 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県) 支出金	市債	その他	引上げ分の 地方消費税 （社会保障 財源化分の 市町村交付 金）	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,056,344	765,652	1,200	0	51,876	237,616
	高齢者福祉事業	79,127	0	1,900	10,439	3,886	62,902
	児童福祉事業	15,378	150	9,300	1,600	755	3,573
	母子福祉事業	1,899	937	0	0	93	869
	生活保護扶助事業	772,235	578,699	0	27,101	37,923	128,512
	小計	1,924,983	1,345,438	12,400	39,140	94,533	433,472
社会保険	介護保険事業	595,140	41,791	0	16,600	29,226	507,523
	国民健康保険事業	278,783	145,909	0	0	13,691	119,183
	小計	873,923	187,700	0	16,600	42,917	626,706
保健衛生	高齢者医療事業	539,026	92,522	0	21,715	26,471	398,318
	疾病予防対策事業	142,427	6,134	7,200	54,100	6,994	67,999
	医療提供体制確保事業	484,550	0	0	0	23,796	460,754
	小計	1,166,003	98,656	7,200	75,815	57,261	927,071
合計		3,964,909	1,631,794	19,600	131,555	194,711	1,987,249